

産業生活常任委員会
決算・予算常任委員会産業生活分科会

(令和元年9月12日)

○ 三木 隆委員長

皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、審査のほうに入りたいと思いますが、昨日の冒頭で、市民文化部に対して、今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取り組みを実施することとなっております。決算常任委員会分科会としては、次期予算編成に向けて政策提言が必要と思われる事業等について議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たっての論点を整理する必要があります。

議会としての提言が必要と思われる事業等につきましては、質疑の流れの中で議員間討議を実施していきたいと考えておりますが、昨日、文化財に係る論点整理の部分で、少し改良とかリニューアルという部分で、そういう意見だったと思うんですが、もう少し具体的な議員間討議はしていただきたく、今から5分間だけ、済みませんが、よろしくお願ひします。

○ 樋口龍馬委員

昨日私が最後のほうに提案をした文化財の部分であるというふうに認識をしております。

私といたしましては、さまざまな部局にまたがる、ましてや国や県とそれぞれ所管がある中で、市の中でどこに問い合わせていくべきなのかというところ、今はご努力もいただいて、1表のものをつくって、手続的には、どこの部局に行っても、ここに行くといいよというふうな案内になって、たらい回しは避けられるような状況はつくられているものの、そもそも文化財に対する考え方、観光資源として使えるという理解があるのであれば、観光に資するところでもっとお金を出していきなり、問い合わせの窓口を絞っていくべきでしょうし、観光的な資源ではないけれども、四日市の文化風土として守っていかなければならないという視点であれば、これは文化振興課の所管になるのかもしれない。

その辺の整理がなされていない中で、社会教育・文化財課であったり、文化振興課であったり、観光交流課であったりというふうに、いろんなところに枝が分かれてしまっている現状で、部局間では庁内整理をやってくれていると思うんですが、全庁的な議論での整理は進んでいないのではないかなと、私としては理解しているところから、ぜひ今後については一度クリーニングをかけてみて、もっと市民の皆さんがわかりやすいように、また、

後ほど多分早川委員にも発言してもらえと思うんですけども、使いにくさみたいなものもあつたりしますので、このあたりをもう少し柔軟に開いていって、文化財が今後ますます四日市の財産として力を発揮するような状況をつくっていく、そんなリニューアルを考えていただきたいなという思いで、この論点整理シートの課題として上げさせていただきたいということを提案させてもらったところであります。

○ 三木 隆委員長

わかりました。

他に。

○ 早川新平委員

樋口委員が今おっしゃったのは、こういういろんな補助メニューとかというのは、ありがたいことなんです。でも、これは県とか国とかいろんな出どころとかあるんで、行政側としては、各部局によって、あそこへ行ってくださいというところは解消されてきたかもわからんけれども、市民から見ると全くわからない。そこをわかりやすくしてほしいと。

例えば、10年ほど前からワンストップ運動があつて、行政側がこの窓口へ行けば全て解決するところを構築してほしいという意味やと思うし、1年に1回か2回しか来ない市民の方が行政の部署がどこあるとか、補助金というと、くくりは一つなんやけれども、それが多岐にわたっているんで、そこを何とかしていただけないかということやと思っているし、私はそういうふうに思っています。

例えば市民窓口のここへ行けば、そこで解決しますよと、庁内で細分化されておるところは、逆にそこで結論が出るようなシステムと体制を同時に構築していただきたいなということがあつて。今回の文化財とか、その補助事業だけではなしに、ほかのことで、できるだけ窓口は集約してほしいというのが市民の意見やと思うし、私らもこういうところへ来ていて、どこに何階に介護保険課があるとか、ある程度のところはわかるけど、一般の方はわからないし、そののところをもうちょっと構築していただきたいなと、そういう思いです。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

済みません。

私も文化を継承するというか、文化を守っていく、ユネスコに認定されるような文化から、地域の伝統文化まで本当に幅広くあるんですけど、特に地域に根差した、お祭りや伝統行事があることによって、地域のコミュニティの活性化ではないですけど、顔の見える関係にしていくという中において大切なので、これを、一旦なくすと、復活するのは本当にかかなり難しいし、ほぼ無理かなって、見ていて思いますので、これをいかになくさないようにしていく、また、こういうことが大切なんやと次の世代に継承していくためには、やっぱり補助のあり方とかを考えていかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかと僕も思います。

きのうも申し上げたとおり、今の補助メニューは予算に比べて執行率が極めて低いということは、間違いなく使いにくいというか、ここにニーズが余りないんじゃないかなって、片や宝くじのコミュニティ助成事業費補助金なんかは少し順番待ちになっているぐらいで、いろいろ問題もあるので、この辺をもう一回、そういう文化の継承、地域コミュニティの活性化のための補助メニューとしてつくり変える、再編する時期に来ているんじゃないかなという思いで、ぜひこれはやっぱり議論したほうがいいかなというふうに思っております。

以上です。

○ 小川政人委員

前に宝くじのコミュニティ助成事業費補助金をみんな結構知らなくて、富洲原と富田がいっぱい僕が使えと言って、使わせた例があって、過去に北部で集中しているということになって、各市民センターにきちっと補助メニューにどういうものがあるかというのをセンターに出してもらった。だから、ワンストップというよりもセンターにきちっと、これはどうしたら、どこでやれるんかというのはセンターの館長は十分周知しておると思うので、わざわざ本庁に来なくても、センターに行って館長と相談したら、大体うまく行くようにセンターの館長にはきちっと指示してもらってあると思うので、その辺のワンストップの部分についてはそれでいいけど、補助メニューをもっとまとめるということは、それは一つ、特に市がやる部分についてはまとめてもらうことが必要かなと、その部分につ

いては賛成をします。

○ 三木 隆委員長

日置委員、ありませんか。

○ 日置記平委員

ありません。

○ 早川新平委員

使う立場で、うちのほうでも石取行事って結構金のかかる、山車、祭車で高額になるので、こういう補助メニューがありますよというても、その補助メニューを使うと、例えば夏の四日市まつりに出ていかなあかんからとか、実際にはそういうギブ・アンド・テイクの部分を市民は勝手にこう、例えば50万円をもらったら、そのお返しとして、要請があれば四日市まつりに行かなあかんのが大変やから使わんとか、そのこのところはやっぱり小川さんがおっしゃったような広報の問題もあって使いづらい。

そういったところもやっぱり解消していかなと、こんな補助メニューがあるんで使えばええやんかと言っても、もらった協力しないといけなくて、それはちょっとえらいでというやりとりが現実にあるんですよ。

だから、宝くじのコミュニティ助成事業費補助金なんかは一番高額やと思うんやけれども、四日市で毎年2件ぐらいしかないし、だから、そういった意味では、冒頭で樋口委員がおっしゃったように、ある程度整理して、もう一つは、市民にとって、この補助は、例えば宝くじ協会からですよ、県からですよとか、そんなことはどうでもよくて、補助をもらえるかももらえないか、出先はどこでもええという、そこに尽きるんですよ。出資元はどこでもええんで、お金に名前は書いてないので、こういう制度があるんなら利用してください。四日市にはセンターがあるので、その館長たちが、特に館長権限予算の関係で自治会とかとの交流がより密になったと思っている。そういったところでその問題を提議してもらって広報してもらおうような、そこはやっぱり市民文化部としてそういうルートを構築していただきたい。

以上です。

○ 小川政人委員

ちょっと違うと思うんやけど、それは早川委員がもっときちっと地元を教えてやらんとあかんのであって、そんな補助を受けたら出ていかなあかんとか、そんなのないよ。

だから、補助金をもらったから強制的に出ていかなあかんということは全然ないもので、うちでも盆踊りの浴衣とかいろんなものに補助してもらったけど、強制的にそのかわりに出ていかなあかんということはない。これだけはきちんと地元の人に言うておかんと、そんなことは全然ないんやから。

宝くじのコミュニティ助成事業費補助金は市町村合併前は市町村がようけあったから、三重県でも四日市はなかなか当たらん、2年ぐらいに1回しか当たらんときもあったんやけど、市町村合併後は、四日市が1年に二つも当たるときが出てくるようになったわけで、そのかわり、今度は市内で取り合いはあるんやけど、それは平等な制度をつくってもらっておるのやで、ただ、誤解のないように、もらったから何か強制でやらされるということは全然ないもので、それだけはきちんと我々も聞かれたら市民に説明をしていかんとあかんと思う。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員

ちょっとごめんなさい。そごがあるといけないので理事者に確認なんですけど、メニューの中には大四日市まつりへの参加を義務づけている補助もありますやんか。2年に1回程度参加していただかないと、大入道さんなんかはそれ使っていますよね、以前。そのメニューを使うがために、夏祭りに出るから秋祭りに出られないというような状況が出ていというのは、保存会の会長がよく話はしていますけれども、僕も補助金要綱みたいなものを見たときに、大四日市まつりに3年に2回かなんかは出てくださいみたいなのが書いてあったんですけど、要綱は見直してもらったんですかね。

ちょっと中野課長がいないんで、答え切れやんところもあると思うのであれですけども、また調べておいてください。

なんか僕が以前見たときには、何年間の中の何回は出てくださいみたいなのが補助金要綱に書いてあったような記憶があるもので、でも、宝くじのコミュニティ助成事業費補助

金なんかは全然関係ないんですよ。市の持っている補助の中には一部そういうことが書いてあるものがあつたかに思いますので、また、それは。

○ 三木 隆委員長

後日、資料か何かでもらえますか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部、山下でございます。

後日、資料でお渡しします。

○ 三木 隆委員長

この程度とさせていただきます。ありがとうございました。

本題に入る前に、市民の方2名が傍聴に入られております。

本題に入ります。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第18目 市民活動費

○ 三木 隆委員長

予算常任委員会産業生活分科会、議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第18目市民活動費について質疑を行います。

それでは、追加請求はありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑ある方は。ありませんか。

○ 三木 隆委員長

なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論はありますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第18目市民活動費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第18目市民活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

全体会に送る事項はなしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

わかりました。なしということで決しました。

議案第30号 四日市市犯罪被害者等支援条例の制定について

○ 三木 隆委員長

では、議案第30号四日市犯罪被害者等支援条例の制定について、これも追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より始めたいと思います。

ご質疑ありましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

県条例が制定されて、県内の市町の条例としては初めての条例で、それぞれ市が特に担っていかなきゃいけないものは網羅していただいているのかなと思うんですけど、ただ、特に先ほどの補正予算も了承したのであれなんですけど、スタートとしてはこれでいいと思うんですけども、今後、検証するとか、時代に応じて見直していくとか、また、市の施策をこちらのほうにも反映するとなった場合に、実際には手いっぱい使えませんでしたとかには、ゆめゆめならないように、最優先に使っていただくようにだけ市内で統一をしていただきたいということと、あわせて、定期的にこの条例の中身を当事者、また犯罪被害者支援センター等々のお知恵をかりながら見直していくということだけ確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原でございます。

今委員おっしゃられたとおり、先進の自治体におかれましては、例えば明石市さんであったりしますと、平成23年の4月にこの条例を制定されておりまして、その後、平成26年

の4月、それから平成30年の4月に見直しを行っているところでございます。

私どもといたしましても、そのような先進の自治体の事例を参考にさせていただきながら、より市民に寄り添った形での支援ができるような形で今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

よろしく願います。

これは犯罪被害者のためだけの条例ではなくて、全ての市民にかかると、いつ誰が犯罪被害者になるかわからない、保険のような条例であり、補正予算ですので、そういうことを本当に市民の皆さんによく理解いただくように、啓発もあわせてお願い申し上げまして、終わります。

○ 三木 隆委員長

他にご意見がありましたら。

○ 小川政人委員

一言言うけど、別段、この条例に反対するものではないけれども、市が犯罪を犯しておる例もあるから、その辺の過去の例をきちっと直してもらわんとあかんでな。あれは出水罪という犯罪やで、その辺をきちっとやってもらわんと。見解は後できちっと言うけれども、そういうことも全体できちっと、行政自体が法令遵守をやってないところがあるので、その辺は一回組織で決めると、全然直していこうとしないところがあるので、それはきちっと、もっと個人が自覚を持って仕事してほしいな。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

○ 小川政人委員

条例に反対するものではない。意見です。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第30号四日市市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご意義なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第30号 四日市市犯罪被害者等支援条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、資料を配ってください。

産業生活常任委員会所管事務調査としまして、客引き行為等の防止に関する条例について取り扱ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 宮原市民協働安全課長

それでは、産業生活常任委員会所管事務調査資料の説明をさせていただきたいと思いません。

客引き行為等の防止に関する条例についてでございます。

条例の制定の経緯、それから客引き行為等における現状、そして、今後の課題につきましてご説明をさせていただきたいと思いません。

まず、条例制定の経緯でございます。

平成24年の10月に地元の自治会や商店街組織で構成いたします諏訪栄・西新地地区防犯協議会から市長へ要望がございました。

要望の内容といたしましては、中心市街地でキャバクラ等への客引きが多く、県条例では規制困難な部分があり、自主パトロールの根拠とするためにも規制する市条例を制定してほしい、このような要望が市長へございました。

それから、資料には記載はしていませんけれども、平成25年の6月には産業生活常任委員会協議会で規制内容案、予定等を説明させていただきまして、同じく平成25年の9月には客待ちを禁止する区域でのアンケート調査を実施いたしまして、条例案を策定したところでございます。そして、平成25年の10月にパブリックコメントを実施いたしました。

平成25年の12月には、検察との協議において、県条例と市条例の重複部分の取り扱いや、警察と市で条例の具体的運用の検討が必要であるとの指摘を受けました。これを受けまして、私どもも大学の教授等にヒアリングを行って、重複部分について検討したところでございます。

平成26年の2月、資料に記載はないんですけれども、県警本部、南警察署及び市で条例の重複部分を含めた具体的運用について協議を行いました。平成27年の1月には、県警から県条例と市条例を重複させないことの検討の提案があり、同じく11月には三重県条例と市条例の規制を重複させないこととして、規制対象や罰則規定等について、県警、検察と合意をいたしまして、制定の条例案を提出し、平成28年の7月から条例を施行しているところでございます。

このように、条例施行に至るまでには検察庁や警察と十分に協議を行って、県条例との均衡を図った上で制定いたしましたところでございます。

続きまして、客引き行為等における現状についてでございます。

概況といたしましては、現在、警察OB嘱託職員による巡視活動を実施しておりまして、これは週4日、19時から23時に実施しております。それから、地域との定例パトロールといたしまして月1回、それから、諏訪交番との合同パトロールを週1回行っております。今週は9月9日、火曜日に実施いたしまして、諏訪交番からも多くの警察官の方にご参加いただいているところでございます。

条例施行前と比べまして、総じて客引き行為等は減少傾向にありまして、特に外国人マッサージ、スカウト及び誘引活動については、大幅に減少しております。

また、フリーの客引きは増加しており、客に合わせて紹介する店を変えたり、客引き同士の客の引き継ぎを行うなど手口が巧妙化してきている状況がございます。あと、条例で規制しておりません居酒屋、カラオケ等の客引きは人数が急増しております。一部では通行人の妨げとなるような行為、ごみの放置など悪質なマナー違反も見られてきているような状況でございます。

(2)のところは、条例制定から現在に至るまでの口頭注意、指導、勧告の件数を記載しております。

1枚めくっていただきまして、この図なんですけれども、条例施行前と施行後の中心市街地における客引きの状況でございます。

左側の図が条例施行前の平成28年6月23日の木曜日22時の状況でございます。右が条例施行後、ことしの7月25日の木曜日22時の状況でございます。

条例での規制対象業種のキャバクラ、マッサージの客引きは減少しております。緑のところになります居酒屋系、スナック、カラオケの客引きは激増しているというところがございます。上記の比較では、総数は105人から91人と減少しているものの、実態は横ばいとなっております。

今後の課題につきましては、指導員、警察のOB嘱託職員の人員確保、拡充による巡視活動の継続的な実施、それから条例での規制対象外業種、居酒屋、スナック、ガールズバーへの対応等が今後の課題と考えております。

それと、ここにはちょっと記載はしていないんですけれども、請願事項が出ておりまして、その中では名古屋市さんが比較として出されておりましたので、ちょっと名古屋市と四日市市の違いについて簡単にご説明させていただければと思います。

大きく違う点は、罰則の違い、それから、業種の指定の有無だと考えております。

まず、罰則の違いなんですけど、名古屋市の場合は過料——あやまち料です——行政上の

軽い禁令を犯した者に科する制裁のため、金銭罰を科しております。秩序罰というもので、刑事罰ではないため、前科はつかないという状況です。四日市の場合は県条例と重複しないように検察庁等との調整を図り、条例を制定しております。県条例と同様に罰金、拘留、科料——とが料というんですけれども——の罰則を科しております。これは刑罰となりまして、科せられますと前科がつきます。名古屋市の過料より重い罰則を科しているような状況でございます。過料には刑罰がありませんので、市区町村単位で対象を設定することができるものと考えております。

業種の指定につきましては、四日市市は県条例と重複しないように調整を行い、キャバクラ、ホストクラブ、マッサージ等を対象としております。名古屋市の場合は業種をしていないというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

先ほど説明の中にも出していただいたとおり、県警さんとの条例の重複がないようにという調整をしていただいて、また、かつ、この条例が施行されるまでの間には法務省とのやりとりがあったりで、非常に制定に時間がかかったという経緯を記憶しているところがあります。たしか3年だか4年だか、かかったように、いつできる、いつできるという話をずっとしていたんですけど、なかなか調整がうまくいなくて、うまくいかなかったことはないんでしょうけれども、調整事項が多かったのか、他部局に所管のまたがるものがあって、多くご苦労されたというふうに記憶をしております。

そんな状況の中で、名古屋市の条例と比較した請願が上がってきているんですけども、この請願について、私の理解では、市の客引き行為等の防止に関する条例のみを対象にして、その条例の改正だけをうたっているわけではないというふうに私は理解をしています。また、あす、請願者が願意を改めて趣旨説明していただくことになっていきますので、そこでも確認をしようとは思っておりますが、県に対して迷惑防止条例の強化ということを市として強く訴えていったほうが——ちょっと今、請願とは違う内容なんですけれども——

2021年三重国体に向けてというところの速度感からいくと、とてもじゃないけど市条例を改正することでの対応というのは困難だろうというふうに私の所感としては思っているんですが、条例改正で業種枠を外すなんていう話になった場合、どれぐらいの時間がかかりそうなのか、その辺の時間的な感覚をお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○ 山下市民文化部長

委員のほうから、これから規制対象業種を外す改正を行う場合にどうなるのかというご質問がありましたが、前回のとき、私もちょうどそのときに課長をしまして、警察と検察庁さんと話をしましたが、そのときも検察庁さんは結構いろんな部分で慎重な考え方をされていまして、今回こちらを見ていただきますと、県条例の中の規制対象で、身体を引っ張る、腕を引っ張る、所持品を取り上げる、立ち塞がる、これは業種が特に決まっていらないというような規定があります。

ですから、どんな職種でもこれをやれば、当然規制の対象になるようなものなんです、それと、私どもが新たに業種を決めずに条例を施行しようとする、県条例の規制対象との絡みとか、県条例にあって、市条例でまたつくとか、重複になるのかならんのかとか、いろんな部分でいくと、条例制定時よりも、もしかすると検察庁との協議は難しくなるのかなという感触を私は持っています。

ですから、すぐに、国体を目指してということで、それまでにというのは――これは検察庁とも話をしないとわかりませんが――非常に今回のほうが前よりも難しくなっていくと思いますので、どちらかというとも県警さんと一緒になって連携して今の条例で進めていくという考え方のほうが有効なのかなという気が今はしております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

そのスケジュール感は了解しました。

あと、愛知県も迷惑防止条例を持っているわけですね。それに対して名古屋市がかけていったと、これは政令指定都市だからできたという話なのか、何か違うルートがあったのか、より時間をかけて行ったのかという点は、もしわかれば。

○ 宮原市民協働安全課長

愛知県の迷惑防止条例と、三重県の迷惑防止条例につきましては、条例を見ている限りではさほど違いはないのかなと、よく似たところだと認識しております。

名古屋市がどうしてできたかというところなんですけれども、ここは、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけれども、罰則として過料を取り上げておりますもので、検察庁との調整はなかったものかなと思っております。

ですので、そのあたりで四日市が条例を制定した時よりかは、比較的時間はかからずにできたのかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

この条例が施行されたとき、施行後にちょっと私、残念ながら錦三丁目に行く機会がなく、まだ状況をつぶさに見聞はしてないんですけれども、新聞報道等によると、かなり減ったというようなことが当時は書かれていましたけど、現状でも条例の成果を感じられるような状況になっているんですかね。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

条例ができてすぐ、当課で名古屋市役所に視察に行きまして、指導員さんたちと一緒に回ったというところがありました。ただ、人数は10名程度というところで、実際にまちに出ている客引きのものの数が圧倒的に四日市と違うということで、なかなか目の前で客引き行為を見ても注意できないという場面も多々あったかなというふうに思っております。

今週、名古屋市役所に改めて電話で確認をしたところ、当初はやっぱり目に見えて客引きが減ったという状況は感じられたけれども——なかなか手が回らないという実態が影響しているのかもしれないですが——もとに戻りつつあるというふうなことを担当からは聞いております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

難しいですね、なかなかね。イタチごっこになるんでしょうけれども、とにかく市が平成27年に制定したときの課題と——図をあらわしていただきましたけど——大きく状況が

異なっているというのは間違いはないですし、私もちょっとさすがに四日市で客引きをやっている子にどこまで案内しているのやってなかなか聞けなくて、四日市の状況はわかりませんが、ほかの市町に行くと、そのまちの条例が効いているのかどうかわかりませんが、本当に多岐にわたる客引きがみられるまちと、完全に住み分けがなされているまちがあるというのは間違いなくて、四日市はわかりにくいほう、一から十まで持っているとか、その話だと友達にやっているやつがいるから、ちょっと電話するんで待ってくださいというのは、見かけるのは見かけるんですよね。

多分巧妙化しているんだろうなというふうに思う中で、この状況はあかんやないかって思っている人がほとんどだとは思いますが、ほとんどの方が、警察さんも含めて。何とかしたいという思いは皆さんある中でのことなので、一番いい方法を考えていかなきゃいけないんですけども、現状についてはお話をいただきましたし、なかなか市の条例改正による対応というのは難しいだろうということが見えている中で、市民文化部としては、どういうふうにしていくのが一番の解決策だと考えているのか、現状の考え方を聞かせていただきたいなと思います。

○ 宮原市民協働安全課長

今、樋口委員のおっしゃられたとおり、条例の改正ですぐに目に見えるような効果が出るのかどうかというところはちょっと難しいところはあるかと思うんですけども、市民文化部といたしましては、現状の条例の中で、警察と協力を図りながら客引き行為等の防止に努めていくというのが効果的ではないかなと考えております。

○ 樋口龍馬委員

最後にします。

でも、実際逮捕されている人たちの状況を見ると、客引きをしていたからというのはきっかけにすぎなくて、違法在留の方を捕まえて強制送還かけているというのが実際問題だと思うんですよね。なので、税関の人と一緒に逮捕に踏み切っているというケースがあるのかなというふうに思っていますが、それは間違いはないですよ、ということも後でちょっとコメントしていただくとして、日本人のなりわいとしてやっている人たちに縄をかけるということ、なかなか県警さんも踏み切れない状況であるということも事実であると思うので、そうかと言って強化すると言っても、警察さんも見回りに行きますけど、特に

川村ビルの前あたりでやっている人なんかは、警察さんがいても——なめておると言ったらあれですけど、僕も一緒に回りましたけど、何度も——全然、警察さんに対する態度も、どうせ俺らのことは捕まえられやんやろうみたいなふうに見えてしまうので、こんな公の場で言うたらあかんのやけど、1人やっぱり上げてやるのが一番いいやろうなとは思いますが、ですけどね。

警察さんが逮捕している状況が不法在留にかかわるものであるというふうに僕が思い込んでいるだけなのか、事実そうなのかというところについてコメントいただいて、終わります。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

今まで逮捕者4人出ておりますが、基本的に中国籍を持っている者が捕まっております。それらの者全て日本人の夫がいるということで、在留資格には問題はなく、警察に拘留されている間も、警察から連絡をとった日本人の夫が面会に来ているというふうに聞いております。

もちろん、委員おっしゃったような観点でのパトロールというのも実施しております、名古屋入国管理局と共同でチラシをまいたり、あと、夜にそういった意味での周知活動、パトロール活動も行っておりますが、実際にこれまで逮捕された者については、日本人の夫がいて、外国人登録証明書をちゃんと保持しているという者が逮捕されたというふうに聞いております。

二つ目ですけれども、警官の面前でも平気にしている者がいるというご指摘ですが、条例の周知が広がっていく中で、市の条例で規制されているのがキャバクラ、ラウンジ、ホストクラブということが知れ渡ってきておりますので、居酒屋であるとかガールズバーを自認しているものについては、自分たちは条例の対象外であると、よって、市の指導員も警察官も条例を理由に自分たちに注意することはできないというふうな開き直り、そういった意味での逃げ道をきちんと理解しているというところもありまして——あつてはならんことですが、——堂々としている者も一部出てきているというのも実情かと思えます。

その結果、ラウンジをメインでしているけれども、系列店でスナックを持っておると、スナックの客引きを名乗って、客の要望に合わせてラウンジに最終的に連れていくといっ

たものも出てきているというのが事実としてございますので、その辺の実態、先ほどご指摘のあった巧妙化というのも実際に見てとれるかなというふうには感じてございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

今までの答弁の中でも、それから委員の質問の中でも、条例があるというのは、一つの形態にすぎやんと私は思っている。現場は抜け道とか、一方、向こうは客を引いて何ぼやという、生活がかかっている必死さというか、そのところで、本当になくしたいのであれば、条例で今言うた抜け道を塞いで、何言ってもやっぱり見回りや監視やね。

今さっき冒頭に言っていた19時から23時まで、4時間ほどで週3日やっておると、そこが、相手は生活がかかっておるんやで、見回りをやっておらん日は。だから、そのところで罰則規定をどこまで持っていくのかとか、必死さやと思いますよ。

だから、今がええとは思っていないんやけれども、私らでも、酒を飲まないのに声かけられたり、しつこいやつがおるので、女性なんかだともっと嫌やろうと思っている。それをなくすのであれば、やっぱりパトロールしかないと思っているんですよ。そのパトロールを有効にするんなら、さっき説明していただいたように抜け道があるから、居酒屋というところ、その必死さやな。

僕は客引きがええと思ってない、全然擁護はしてないんやけれども、相手も必死なんで、その抜け道がないようなところ、それから現場、やっぱり現場やに。こうやって条例があるから減りましたなんて絶対ないんで、先ほど名古屋のことも言うてもらったけど、錦三丁目なんてすごいし、だから、そういったところを、現状はがんじがらめという言い方はおかしいけれども、抜け道がないような方法で、警察も指導ができないとか、そのようなところがあるからやでさ。

案内所って今できているやんか。あそこはええわけでしょう、案内所やで。だから、一見さんで僕らでも他市へ行ったときに、ああいうところに入れば、行けるんやけれども、キャッチの人というのは、もう1人幾らがかかっているんで必死なんやわな。だから、そこなんですよね。説明してもらったように、そのときはいいけれども、いなかったら当然やるに決まっているんで、だから、現状としては抜け道がないようにする、それが全てえ

えのかどうかわからん。必死さと言われるか、そここのところで、条例があるから減りましたなんていうのは一過性のもんやと思うでな、現実今まで、他市でも全部そうやから、やっぱりパトロールやに、有効性があるとすれば。

だから、バックボーンは、条例に抜け道がないようなものを制定していくという、県条例との重複するところがあれば非常にまずいとか、そんなところも加味して、僕はパトロール強化しかないと思っている。

以上です。意見です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

先ほどは系列の中に対象となっていないところがあれば、よう知っていて堂々と抜けておるといのがあったんですけど、逆に、系列の一つでも対象のものがあれば、それはもう幾らそうじゃないところと言っても逃れられないよというような条例なり、法という解釈の仕方であったりとか規定の仕方とかというのはないんですか。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

今、キャバクラ等は警察に店舗の名前を照会して、社交飲食店であるかどうかということをもって、接待を伴う業種についてはこの条例の対象とするというふうにしております。

それ以外、深夜酒類提供飲食店とか風営法上のくくりはありますけれども、何も登録がない一般の居酒屋については、市として立ち入り権もないので、営業の実態、例えば女性が横について接待をする形式でお酒を飲んでいる店なのか、そうじゃないのか等はわかりませんし、本当に普通のカウンターの中に人がいるだけでお酒を楽しむだけのスペースなのかどうかというところの判別がつかないということなので、その社交飲食店を営んでいるグループが営んでいる店であれば、全て一緒くたにして、だめだというのはなかなか難しい。

事実、居酒屋を営んでいるキャバクラというものもありますけれども、キャバクラの系

列でたこ焼き屋をやっているというところもあります。たこ焼き屋を語って近づいてきて、お探しはどんな店ですかと聞いて、女性がいるところ、楽しいところと言うと、系列のキャバクラを紹介すると。その系列の店舗でたこ焼き屋について、それもあかんと言えるかという、現実難しい部分があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○ 中川雅晶委員

なかなか難しいというか、イタチごっこで、塞いでいっても、また、たこ焼き屋までなかなか規制は、素人が見てもなかなか難しいなって思うと、でも、今現状で逃がしているところにふたをしなきゃいけないというのは、確かにそうしなきゃいけない。

あと、本当に地域の皆さんもパトロールしていただいている、僕らも1回、一緒に同行させていただいたことがありますけど、本当に一生懸命やっていただいて、特に警察との合同であったりとか、警察がちゃんとバックアップしておるよということをどうやって見せていくかという、警察の協力ということが一番効果があるのかなと思うので、その警察との連携をもっと県警にも本気になってもらうような形で、連携を強化していくということが条例の改正とあわせて重要なのかなというふうに思いました。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

次に、請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについては、請願者に意見陳述の機会を設けるため、9月13日午前10時より審査を開始したいと思いますので、次の議題に進みます。

10：51休憩

○ 三木 隆委員長

1 時間経過しましたが、報告事項 3 件、ここまでやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

次に、当委員会の報告としまして、外国人受入環境整備交付金についての報告がありますので、説明をお願いいたします。

○ 堤市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長

市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長の堤でございます。

タブレットの資料につきましては、引き続きトップページ05、8 月定例月議会、06 産業生活常任委員会、003 市民文化部（追加資料）、資料47ページ、57分の47ページをごらんいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

外国人受入環境整備交付金についてでございます。

本件につきましては、本年度におけるポルトガル語などの通訳職員の配置や新たに配備を予定しているテレビ電話通訳サービスなどの事業が本年 4 月に施行された入管法改正に伴う外国人材の受け入れの対応に係る国の交付金、外国人受入環境整備交付金の交付対象となりましたので、報告申し上げます。

1、国の交付金についてでございますが、この交付金は、国、法務省が外国人材の受け入れ、共生のための施策の一つとして、地方公共団体が多言語での情報提供や相談を行う一元的な窓口——国のほうはこの窓口のことを多文化共生総合ワンストップセンターと呼んでおりますが——の体制、機能を整備することを支援するものでございます。

この交付金の 2 次募集に当たりますけれども、募集が 6 月にございまして、本市におきましては、多言語対応に係る各種事業を本年度に実施する予定でありましたので、それらの事業を充てる形で申請を行いました。

その結果、2、交付金の内容といたしまして明記してございますが、7月5日付で通訳端末の導入に係る初期費用を対象とした整備費として5万5000円、同じく7月23日付で通訳端末3台分の導入に係るリース料や通訳職員の賃金を対象とした運営費として167万1000円、合わせて172万6000円の交付決定を受けました。

なお、この交付決定に係る予算措置に関してでございますが、もともと市独自で本年度に実施する予定であった事業に対しての国の助成を受けることができるようになったものでございますので、今回の交付決定に際して新たな予算措置を講じることはございません。

また、通訳端末の導入につきましては、11言語以上の多言語に対応したタブレット端末のテレビ電話サービスを利用するものでありまして、在留している外国人が各種の手続きを初めとして、雇用、医療、福祉などの生活に係る適切な情報提供や相談場所への取り次ぎを行うためのものでございます。

また、参考としまして、今回の交付金の対象経費とその割合を申し上げますと、整備費は主に新たな窓口の体制を構築するために必要な経費が対象となっておりますが、その経費の全額が交付され、運営費につきましては、窓口体制の維持や運営に必要な経費を対象として、その必要な経費の2分の1が交付されるものでございます。

次に、3、今後の予定としまして、通訳端末の導入についてでございますが、現在10月末までの予定で、通訳端末のデモ機を借り受けまして運用方法などの検討を行っております。その上で11月中ごろにはタブレット端末による通訳サービスを提供する業者を決定いたしまして、12月1日からの導入を予定しております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

先般ちょっと仙台市に行ってきました。実際に携帯端末で翻訳をするネットとかでよくやっているやつを幾つか導入しているところでの話を伺っていて、どれぐらい実効性はありますかと言ったら、非常に基礎的な部分でしか実は使えていなくて、その一歩先に行こうと思うと、やっぱり通訳を通じた三者電話というのをやっているそうなんです。通

訳者の人と話したい相手先と自分とで三者通話をつないでサービスをする、そこに接続をする入り口としての翻訳機なんです、という話を聞いてきました。

あと、通訳なんかのお手伝いをしてくれる人はどんな人なんですかと言ったら、ボランティアで日本語教室なんかを開いてくれている方たちをお願いして登録してもらって、非常勤職員の枠にはできないらしいんですけれども——四日市の手話通訳者のところでちょっと問題になったのと同じような観点で——ただ、非常に安い実費弁償でもって何とか対応してもらっている現状があるというようなお話も伺ってきました。

ここを入り口とした将来の発展というのを考えているのかどうか、その部分についてだけ教えてください。

○ 堤市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長

まずは、私ども多文化共生推進室のほうでタブレット端末3台による窓口の体制を整備しまして、今後また入管法改正に伴いまして——まだ市内のほうでは新たな制度によって外国人市民の方が入ってきておるといふ情報はございませんが——新たな方々が見えたときのために市内各地域で対応できるような広がりを考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

このタブレット端末は——ご存じであれば大変失礼な話なんです——アプリでつなぐと、通訳の方の顔が見える状態が出てきます。外国人の方と担当者が言葉でしゃべっていただく内容を通訳するものでありまして、表情が見えるという中で、よりの確に相談の内容がわかるというところもございますし、室長のほうが説明しましたが、実際に私どもがお世話になっている通訳の方は行政用語の減免とか、そういう言葉の教育を受けていまして、デモ機でおしゃべりいただく中でも、減免という用語を相手にうまく伝えるような場面がありまして、私もデモを見ましたが、かなり有用なものとは考えておりますので、そういった意味で、実績を積みながら、拡大について検討していきたいというところで思っ

ておる次第です。

以上です。

○ 中川雅晶委員

その通訳の方はどこかに委託して、そういうプロフェッショナルじゃないけど、教育を受けた方が担うということですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

とてもいいシステムなんですけど、私も一般質問の中で外国語ではなくて手話通訳のことでこういう提案をしたときはスルーされましたけれども、あわせてこういった整備を聴覚障害者の方にも適用するように整備していくことをぜひ求めたいと思いますので、所見があればぜひ、部長。

○ 山下市民文化部長

これ、通訳だけと違って、例えば地区市民センターと本庁の間に入って使うこともできますので、当然委員おっしゃるように、手話通訳の方がその場で入ってもらってということも可能なので、幅広く使えていくものだというふうには理解しますので、その辺もセンターからも使えるような形で、ワンストップでの対応も質問いただきましたけど、そういう方向では進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひそういう形で進めていただきたい。本当はここからではなくて、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例を発端として、外国語にもそっちに乗っかるような体制で推進していただければよりありがたかったんですが、逆でも何でも、まあ、とりあえず整備されればいいかなと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑は。

○ 日置記平委員

これ、企業のほうへの情報提供というのはどんな形でするんやろうか。今のこのやつは自治会を中心にして情報伝達すると、市内に在住している方に、企業に対して情報提供はあるんやろうか。

○ 山下市民文化部長

委員おっしゃるように企業さんにも、これ、日本語の関係の法律も改正されましたし、企業さんのほうにも従業員に対して生活支援として日本語を教えていくとか、そういったことの努力義務というのでも課せられてきましたものですから、当然私どもとしては、そういったことが変わっているよということを——企業回りは、どういうレベルで回らせていただくか検討しますが——回らせてもらって、意見交換をしていきたいというふうには思っています。

○ 日置記平委員

企業を回ると言っても各種産業別にたくさんあるんで、例えば社員の外国人の構成比率が高いのは特に製造業で、さらに自動車産業が非常に多いわけです。だから、そういう多いところから先にやるというのも効率がいいかなと思いますね。

例えばコンビニだとか、そういったサービス業のすし屋さんとか、スーパーだとかというところも、全般的にやらなければいけないけど、大変な数でしょう。だから、書類で周知を図るとか、啓蒙が書類だけでは間に合わない場合もあるかもしれないけど。

だから、やっぱり製造業のそういう比率の高いところについては、産業振興の分野の担当はどんな企業に何%外国人がいるかというところの把握はできておると思うので、そんなところから選択していったほうが早いかなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

要望で。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長、山下でございます。

委員ご指摘いただきましたとおり、商工農水部とも連携をいたしまして、1軒1軒回るというイメージではなくて、例えばそういった中小企業の方たちは組合とか、そういう団体さんがあると思いますので、そういうところから回らせてもらったりとか、商工農水部にどこが一番あるのかとか、その辺も連携として、おっしゃっていただいた多いところから回っていききたいというふうには思っております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

本件につきましては、この程度とします。

続きまして、市設置防犯カメラ事業についての報告がありますので、説明をお願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原でございます。

資料につきましては、同じ資料の57分の48ページをごらんください。市設置防犯カメラ事業についてご説明いたします。

今年度の当初予算におきまして、市設置防犯カメラ3台分を市独自で設置するために工事請負費としまして270万円を措置しておりますが、この事業を協議していく中で、民間事業者が実施いたします防犯カメラ運用サービスの活用が効率的であるということが判明しましたため、執行費目を役務費に変更して、カメラの迅速的な設置を進めていきたいというものでございます。

事業概要につきましてはですが、犯罪の防止または抑止を目的としまして、平成27年度より、市が運用します防犯カメラを不特定多数の人が往来し、犯罪発生の可能性が高い駅前

広場等の公共の場所に設置をしております。平成27年度は近鉄富田駅、平成28年度は近鉄塩浜駅、平成29年度にはJR四日市駅前、平成30年度にはふれあいモールに2台設置しております。

設置計画についてなんですけれども、2021年には国体が開催され、本市を会場とする種目も多く、来街者の増加も見込まれることもあり、今年度から毎年3台、4年にわたって12台のカメラを設置する計画をしておりました。

ところが、この新しいカメラ運用サービスを活用することによって、もう少し1年間につける台数を増やすことができるということで、今年度は当初、近鉄阿倉川駅、近鉄新正駅、あすなろう鉄道日永駅の三つの駅を想定しておりましたが、それに加えてJR河原田駅、近鉄霞ヶ浦駅、三岐鉄道暁学園駅の6カ所に設置したいと考えております。

3番の設置手法の見直しについてなんですけど、当初は、今までのやり方でしたら、市の土地に支柱を設置いたしまして、そこにカメラをつけていきますので、大体1台当たり90万円ぐらいかかっておったんですけども、中部電力さん等と協議をしている中で、公共性の高いカメラですもので、電柱を使ってもいいですよというようなお話もいただきまして、その中で、中部電力さんが運用しているサービスを活用することによって安価に設置することが判明いたしましたもので、そちらを使って防犯カメラを進めていきたいと考えております。

また、他県の自治体での実績もあり、保守点検等のサービスも入っておるため、今後もこれを利用していきたいと考えているところでございます。

5番のところでは参考資料といたしまして表がありますが、市内の通信事業者の防犯カメラサービスが一番左、真ん中が中部電力さんのサービス、それから一番右が市、これまでの方でつけた場合の概要、メリット等をつけております。

一番下のところを見ていただきたいのですが、12台設置した場合の初期費用、それから、ランニングコストを載せております。

一番左の市内の通信事業者のカメラのサービスですと、初期費用、12台つけますと、それで1200万円強、ランニングコストは90万7200円かかります。真ん中の中部電力さんのですと、初期費用が313万5330円、ランニングコストは2年目からかかるんですけども、34万円、市が今までつけていた方法ですと、12台つけますと1000万円強、それから、ランニングコストは電気代の7万2000円ということになっております。

現状の今後予定しておる中部電力さんのサービスでつけますと、このような感じで安価

になり、また、保守点検も入っているということで、こちらのほうで進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がありましたらご発言願います。

○ 日置記平委員

たまたまここに中部電力って書いてもらってあるので、これを中部電力以外の団体で、例えば四日市南警察署、北警察署がありますし、もう一つは国土交通省があるね。この二つのグループと協議をされたことはあるのか、この二つのグループからあなた方に、ここに設置してもらえんかというような相談は過去にありましたか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

済みません。こういった仕組みでつけることができますよという製品とかシステムの説明はありましたが、どこにつけたら、委員がおっしゃるような、具体的にどこへつけたらいいんじゃないかという意見は、この事業者からはございませんでした。

○ 日置記平委員

一度そういったことを投げかけたほうが良いような気がするんだけどね。県道407号と国道1号が交差したところに私のところの事務所があるんですよ。3回、警察から防犯カメラの資料を提供してくれという訪問があるの。人が違うから3回も来るんだけど、これはうちもいよいよつけないかなんと思っているんだけどね、これは犯罪の問題と交通事故の問題で問い合わせが来るんです。

それで、今ちょっとそんなことを尋ねたんだけど、うちへもそんなことで相談に来るくらいなんで、あるのではないかなという思いで言ったんだけどね。市内にそんなことは多分あると思いますよ。警察がここにはつけたほうが良いのではないかなということね。

ここは事故多発地帯、ひき逃げ、当て逃げ等々、内部にはうちの前と、それから内部川

のところが事故の多発地帯なんですけど、最近ちょっと道路改良したので少しは減りましたが、そんな問い合わせがあるの、交通課から。派出所からも来たり、派出所から1回来ると、うちがついていないということがわかりますけど、本庁から交通課が来るとわからないので、もう警察から3回来られたことがあるんですけど、そんなことをちょっと思ったんで、参考まで。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

なかなか役務費に変更して、民間事業者の事業に乗っかるじゃないですけど、そこに税金を支出したほうが効率的で有効的であるというのはよくわかるんですけど、事業主体はあくまでも民間事業者がずっとやっていくわけですよ。市がここはという場所を選択して役務費として支出をするという考えなんですかね。

例えば指定管理なんかはわかりやすく、指定管理にして、そこに払うというのは役務費としてわかるんですけど、こういう民間事業者の単独の事業にこちらがチョイスしてそこに乗っかるというのも役務費として計上していくというやり方は一般的なんですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課、宮原でございます。

役務費で上げているのは、使用料でお支払いするという事で、例えばこのサービスにつきましても、平成30年度から利用開始になっておるんですけども、例えば大府市さんが導入しておりまして、同じような形で、設置は市の要望するところにつけていただくんですけども、当然市が設置いたしますので、公共のため、公共の場を映すもので、民間のところが入るようでしたら、その辺を調整させていただきまして、場合によっては、映ったらだめなものがある場合はぼかしを入れたりとかするんですけども、機械については中部電力さんのもの、あくまでもそのサービスを利用するという形で、使用料で上げて運用しているということで、私どももそれで運用したいと考えているところでございます。

○ 中川雅晶委員

今年度、先ほども報告いただいたように、6カ所の主に駅に設置をされると。当然そのメンテナンスというのは、それぞれの民間企業がメンテナンスをされると。それらと同じように幾らか税を投入して共同で使わせていただくというようなイメージで見ておけばいいんですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

今後、例えば市の設置の防犯カメラの計画というのは、今後も年度を追って計画をして、そこをそういうような共同利用ではないですけども、一緒に防犯のために協働していくというイメージで、今後も計画をしていくということですか。

○ 宮原市民協働安全課長

まず、国体がございますもので、駅に12台はまずはつけていきたいと考えております。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

設置の基準の優先順位とか、例えば乗降客が何人おるとか、そういう基準があるのか。どんな基準で選んでいるのか。

○ 宮原市民協働安全課長

設置の基準は、乗降客の多い駅、それから、国体で使われる競技会場に使われるような駅を選んでおります。

○ 小川政人委員

そういうのをリストがあれば、また資料、出るか。

○ 宮原市民協働安全課長

後ほど提出させていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

自治会から要望が出てきて、この交差点につけてくれ、この通学路の集団登校に集まる
ところにつけてと要望してつけてもらった。その維持費は自治会が払うことになるの。ど
のようになるのか。

○ 宮原市民協働安全課長

自治会さんがつけていただいておりますカメラの維持費につきましては自治会さんで負担し
ていただいております。

○ 日置記平委員

なるほど、了解。

○ 三木 隆委員長

他にありますか。

○ 笹井絹予委員

参考資料の49ページのところなんですけれども、市内通信事業防犯カメラサービスと中
部電力のって書いてあるんですけど、下の初期費用の金額の差というのはどういうところ
からなんですか。

○ 宮原市民協働安全課長

初期費用の差につきましては、各購入であったりとか、導入するときの機械の費用であ
ったりとか、その工事費であったりとか、そういうのが乗って、それを12台分足したもの
がこの費用になっておりまして、その業者さんによって設定されている金額の差ござい

ます。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 笹井絹予委員

はい。

○ 三木 隆委員長

本件につきましては、この程度といたします。

続いて、市民協働促進条例の検証についての報告がありますので、説明をお願いいたします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原でございます。

資料は、引き続き57分の50ページをごらんください。市民協働促進条例の検証についてでございます。

市民協働促進条例につきましては、平成27年4月1日に施行しておりまして、この第17条におきまして、市長はこの条例の施行から4年を超えない期間ごとに検証を行い、必要と認めるときは条例の改正、その他の適切な措置を講じるものとして記載されております。

四日市市市民協働促進計画に係る事業を中心に検証を行いましたので、ご報告させていただきます。

2番の条例の検証についてでございますが、市民協働促進委員会、条例に基づきまして、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するためにこの委員会を設置しておりまして、平成29年、それから平成30年と計6回の審議を行っております。

検証の時期につきましては、同委員会の任期に合わせて、平成29年8月4日に諮問をい

たしまして、令和元年6月にこの答申をいただいております、これをもって検証といたしました。

検証の内容といたしましては、市民協働促進計画に示した事業の多くは順調に進捗していると認めていただいております、特にプロボノ活動支援につきましては、新たなアプローチに挑戦し、評価に値するものであるとされております。

一方、市民協働に対する認知度が十分と言えない状況であるとか、各種事業の参加者には重複が多く広がりに限られているなど、さらなる工夫が必要であるとの指摘もいただいております。

今後の取り組みといたしましては、この答申を受けまして、条例の見直しは行わず、現行の条例のもとに市民協働に係る諸施策を実施していきたいと考えております。

答申書において指摘された課題につきましては、これまでの事業スキームを生かしつつ、より充実した内容に向けて創意工夫を行っていきたいと考えております。

なお、参考までに、次ページ以降に条例と答申書をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がありましたらご発言願います。

ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご質疑はないようですので、本件につきましてはこの程度とします。

理事者入れかえ部分は午後一番からということで、13時再開ということでよろしく願います。

11：38休憩

○ 三木 隆委員長

それでは、再開させていただきます。

市民の方が2名、傍聴に入っておられます。

午後の部分は、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分ということで審査を行います。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

第16目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定のうち、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分を議題とします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 岡本男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

男女共同参画課の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さきの議案聴取会においてご請求いただきました資料につきまして、ご説明させていただきます。

タブレットは、トップ画面の05、8月定例会議会の中にごございます06産業生活常任委員会、その中の003市民文化部追加資料をお願いいたします。

それでは、24ページ、57分の24をごらんください。

中川委員よりご請求をいただきました、令和元年度第1回男女共同参画推進庁内調整会

議の概要（抜粋）についてでございます。

昨年、8月議会決算常任委員会産業生活分科会におきまして、市における女性職員の登用の実態について、現状を意思決定者に伝え、何が課題なのかを議論してもらうことが庁内調整会議の重要な役割であるとのことご意見を賜りました。

このご意見を踏まえ、本年7月16日に開催いたしました男女共同参画庁内調整会議におきまして、事務局である当課から、委員の皆様にご説明し、女性管理職の登用の現状を、管理職になるため、性別にかかわらず、職員にさまざまな経験を積ませ、個人に対して成長の機会を与えていただくようお願いいたしました。

これにつきまして、当会議の会長である副市長からも十分配慮していきたいとの意見があり、女性管理職がない部局の委員からも配慮いただきたいとの意見がございました。

また、女性職員の採用人数は増加しておりますが、女性職員の育児休業の取得期間が長くなってきている現状があり、育児休業取得や時短勤務に伴うキャリアの欠落期間を埋めるためにどうすればよいかについて検討が必要ということ課題として認識いたしました。

会議の内容の詳細につきましては、資料のとおりでございます。

男女共同参画からの説明は以上でございます。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザ館長の井垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の25ページ、57分の25ページをお願いいたします。

早川委員からご請求いただきました、あさけプラザにおける貸館事業に係る過去3年間のトラブル件数につきまして記載させていただいております。

年度別に内容と件数を記載させていただいており、上段から、平成28年度7件、平成29年度8件、平成30年度12件、合計27件となっております。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質問がありましたら、発言願います。

○ 中川雅晶委員

資料、ありがとうございました。

これ、1回の会議録で、確かに女性管理職の登用についてというところは、育休の五、六年のキャリアの欠落期間がその後の課長以上のキャリアに少し課題を残しているんじゃないかなというところは浮き彫りになったということと、それから、特に都市整備部、上下水道局、消防部局と、こういうところがなかなか女性の管理職が存在してないということも問題になってきたというふうにありますし、現場職であったりとか、消防本部とか、上下水道局とかというのは、どうしても男性が中心だというのはあるんですけど、徐々に女性の職員もおられて、そういった女性の職員たちが活躍しやすいような環境をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなというのを浮き彫りにしていただいているのかなとは思いますが、ただ、去年の男女共同参画プランの平成29年度の審議会の中にある評価の中で——指摘されているのは、そのとおりのやなと僕も思ったんですけど——そもそも男女共同参画の理解をしている人の割合が非常に減ってきているとか顕著であるということと、それから、がん患者の治療と仕事の両立、これは介護者になるということも含めた両立の問題と、それから、女性の貧困や、LGBTの対応とかという新たな課題というのも浮き彫りになっているんじゃないかなということも指摘されていて、ぜひ、例えば庁内調整会議の中で、この間も一般質問で出されましたけど、トイレを改修するに当たってどのような環境がいいのか、もちろんLGBTの配慮も含めてというの、ぜひこういう庁内調整会議の中で議論していかなくちゃいけないんじゃないかなって思うんですけども、そもそも年間何回、庁内調整会議をされているんですか。

○ 岡本男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

男女共同参画課、岡本でございます。

年によって変わりますが、年間3回ぐらいです。

○ 中川雅晶委員

3回はやってもらっているんですね。

○ 岡本男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

はい。

○ 中川雅晶委員

3回はやっていただいているのであれば、その都度、問題提起であったりとか、こうやって課題を浮き彫りにするという会があってもいいですし、それをしっかりと施策に反映するというのも大切ですし、庁内の中のいろいろな体制づくりの中で施策展開してもらうという形で、ぜひ男女共同参画課がリードしていただきたいなということをお願いのと、それから、特に決算なので、こうやって審議会で提案とか提言されている中身も少し盛り込んで、例えば施策、いろいろ細かく事業、施策をやっていただく中で、継続しなきゃいけないものと、そういった時代の要請やニーズに適応していく事業へ新たに再編していくという必要も出てきたんじゃないかなって。

男女共同参画社会という言葉はほぼ一般的になってきて、でも、キックオフの時代と少し変わったというか、時代に適応していくやり方を考える時期にちょうど来ているんじゃないかなというふうに思うんですが、じゃあ、どれとどれとどれって言われると、なかなか難しいので、ぜひそういうものを、進捗状況報告書をつくる時の審議会とかに審議をしていただいて、そういう再編もぜひしていただければいいんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○ 岡本男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

男女共同参画課、岡本でございます。

先ほど中川委員のほうからご意見頂戴いたしましたように、時代はちょっとずつ変わってきているというところもございますし、この男女共同参画プランは来年度末をもって新しいプランの見直しをしていくという時期でもございますので、新しいプランのときには、先ほど言っていたようなLGBTの話でありますとか、そういったこともより深く盛り込んでいけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、ちょうど新しい参画プランを策定する時期において、ぜひしていただきたいなと思います。

本当にもうLGBTってちょっと前までは少し離れた話かなって、自分の中の感覚にもあったんですけど、いやいや、もうそうではないなっていうのが今の実感ですので、ぜひ

今言った、がんの治療と介護との仕事の両立であったりとか、女性の貧困、LGBT、こういったこともしっかりと盛り込んでいただいた計画をつくっていただくように要望だけして、終わります。

○ 山下市民文化部長

男女共同参画については、委員がおっしゃるように、新たな動きに対してそういったことをやっていこうと思うんですが、ただ、LGBTについては、男女共同参画で盛り込むかどうかは、また議論をさせていただかないといけないのかなというふうに思っております。

この間もちょっと質問もございましたが、LGBTQ、いわゆる男性とも女性とも決められない、決めていない、決める必要がないと、そういった感覚の方もおみえになりますので、男女共同参画の中で男性、女性に限って、それをどうこうというような今のシステムでいくと、ちょっと今のやり方ですと、なかなかそこは決めにくいので、その部分を男女共同参画でやるのか、それか、もっと広い形のいわゆるダイバーシティみたいな感覚でやるのか、その辺は少し議論をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、それだけちょっと申し添えたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 中川雅晶委員

確かに人権で捉えるのか、県のようにダイバーシティとして捉えるのか、男女共同参画として捉えるのか、男女共同参画社会も、どうしても女性中心にということやってきましたけど、これも別に男女ですので、だから、そういう意味においてはかぶるのかなと思いますし、もうちょっと広くダイバーシティという考え方も確かにあるのかなと思いますので、ぜひ整理いただければなと思います。

○ 早川新平委員

トラブルの件数、ありがとうございました。

これを見ると、入浴マナーの件で毎年あるんですね。これは具体的にどういうものですか。あそこは無料で入れるんで。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザの井垣でございます。

入浴マナーの件なんですけれども、利用者の方が入られるときに浴槽の湯の温度を勝手に上げて熱くしてしまったりとか、洗い場で洗濯をしたりというようなことでの入浴態度についてのマナーがございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それは固定の人なんですか、それとも、毎回、毎年トラブル、2件、3件ってあるんですけども、別個の人。

○ 井垣あさけプラザ館長

別の方でございます。

そのほかにも、ちょっと皮膚に異常があるかな、皮膚病かなと思われるような方がみえるというお話があったりとか、何かをつけたまま入浴しようとされるというようなこともございます。

○ 早川新平委員

実態は今教えてもらったんでわかるんですけど、入浴マナーって、普通であれば、お風呂に入るときはこうだよっていう常識以外のこと、それから、例えば温度を上げるとか、それはもう個性差があるんで、館としてもきちんと指導するなり、トラブルやわな。一人で入れば余り問題ないんやろうけれども、浴槽は結構入れるんで、そここのところは気を付けてください。指導してもらって以外ないよね、個人差でね。

もう一点、聞きたい。僕が一番本当は聞きたかったのは、平成30年度のあさけプラザ文化団体の加盟者間のトラブルに入ると言うんですけれども、僕、両者から苦情が来ていたんで、それでちょっと、受けた感じはどちらもどちらやなという。

ただ、毎月定例の会議があるのかな、各団体の代表者しかいかんような。新たに入りたいほうはきちっとやって、片方は既得権益みたいなのところがあって、代理も出てへんやないとか、両方からいろんなことを聞くんで、現実にはどういったところのトラブルかというのをちょっと教えていただきたいんです。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザ、井垣でございます。

あさけプラザ文化団体の加盟者間のトラブルなんですけれども、あさけプラザの文化団体は毎月、委員おっしゃられましたように、代表者会議を開催しております。その代表者会議の出席にかかわるトラブルなんですけれども、文化団体側は特定の代表者の方に毎回出席してほしいという思いと、あるサークルの出席者の方は、輪番制にして代表者会議に出席をしたいというようなことでのトラブルでございます。

代表者側としては、やはり毎回変わって出席となると、どうしても連絡がきちっと伝わらないとか、提出物のおくれがあるということで、決まった方に出席してほしいという思いがございますし、サークルの方にとっては、毎回毎回同じ方が出るとなると、代表者会議に出る方の負担が大きいというようなことで輪番制にしたいというようなことになりました。

その点については、双方に何とか歩み寄ってほしいということで、双方の代表者をお願いしたりもしましたけれども、結局のところ、代表者側としては一定の期間を設けて、どなたか特定の方に代表者会議に出席していただけないかというようなことになったんですけれども、なかなか調整がうまくいかなかったのか、結果的には退会という形になったということでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

あさけプラザ側からすれば、文化団体とかというところが退会というのは、僕は余りよくないところやと思っています。次元の違うところで、規約があって、代表者会議というのであれば、代表者が出席しなければならないと規約には書いてあるんやわね。確認。

○ 井垣あさけプラザ館長

代表者会議の文化団体規約では、代表者が毎回出席することというふうにはなっておりません。ただ、規約の14条で、やむを得ず会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理として表決を委任することができる場合がございますもので、やむを得ずというところから、やむを得ず出席できないということから、できれば特定の方、代表者の方に出ていただくというふうに解しておりますが。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、このトラブル間で、館長なりに仲裁に入ってくれとか、そういったことはありましたか。

○ 井垣あさけプラザ館長

サークルの代表者の方からもお話をお伺いし、文化団体の代表の方からもお話をお伺いしましたので、双方の代表者と何度かお話をさせていただいて、何とか折り合いをつけてもらえないか、歩み寄ってもらえないかというようなことはお願いをしました。

○ 早川新平委員

お願いはして、結局折り合いつかず、だからやめるということですよ。

これ、規約が書いてあって、片方は、「やむを得ず」という言葉のところで、サークルの代表者1人でやるよりは順番にという思いで、規約に違反してはいないよという主張をされて、もう一方のずっとやっているほうは、書いてないことやっているやないかということ、ということをおはちょっとそういう両方から聞いているんやけれども、結局最終的には、もうそんなややこしいというかな、貸し館でトラブルなんか起こしたくないんでということで折れたというか、サークルの方のほうがね。

だから、サークルの人は、逆に言うと、文化団体さん側というのはもうすごい権力を持っておるという見方をしているんで、すごい威圧的やったということも、代表者の顔を知ってみえると思うんで、僕も見て、威圧的やなと思うんやけど、ただ、一つのこういう事柄があって、同じようなことを繰り返さないためにも、そこのところをきっちり、代表者会議は毎月あると、そこの出席者として、私はこの規約にのっとってちゃんと出ていますやんかというところが論点になったみたいなんですよね。そこを突かれて、今、井垣さんが言っていたいたようなところがトラブルになって、もう分かれていった。

これは、僕は、市民同士なんで、いい方向ではないんやわな。だから、規約をきっちりせえということではなしに、本来であれば、貸し館業務で使わせてほしいところをこっちが使うという単純な子供のけんかみたいなもんやと私は思っておるんやけれども、管理者

側、あさけプラザ側としては、今後どういうふうにかつこうのトラブルについて対処をしていくか。

今回決算なんで、一応こつこうの事象が現実にかつこりました。片方が退いてもうやめたから、こつこうのトラブルは起つこらないであろうが、同じよつなこつこらないためにも、どうつこうよつな形でやつていくかといつことをちよつと教つてくたさい。

○ 井垣あさけプラザ館長

先ほどのサークルの件でございますが、その後、この4月からサークルの代表が新しい代表にかつわられましたもので、新しい代表さんともお話をさせていただき、また、文化団体の会長さんともお話をさせていだいたんですが、今後の希望について、どうしていきたいですかといつよつなこつこで、それぞれお話を伺つしたところ、双方とも、みづからちよつと言つ過ぎたなといつ部分であつたりとか、自分たちも悪かつたといつよつな言葉も出ましたもので、一応退会されたサークルに対しては、もし今後また文化団体に入りたいといつご希望があるんであれば、私は文化団体のほうへ働きかけますよといつよつな形でお話をさせていだきました。

文化団体の代表にも、そつこうのお話があれば、また文化団体の代表者会議の中で役員会がございますもので、役員会に諮つていただくことはできますかといつよつな話もさせていただき、当然ルールを守つていただくならば、再度文化団体に入つていただくこつとももちろんあり得ますのでといつ話もいただつておるところでございます。

ですので、双方のお話を聞きながら、広く誰にでも利用していただきやすいあさけプラザで、皆さんが気安く利用できるよつな施設としていきたいなといつふうには思つておるところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。最後にします。

利用者間のトラブルといつのは毎年あるんやわな。ここに初めて文化団体の加盟者間のトラブルといつのが平成30年度にかつこつたといつのは、それは今の案件の1件だけですか。

○ 井垣あさけプラザ館長

はい、そうでございます。

○ 早川新平委員

わかりました。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他にご意見ありませんか。

○ 中川雅晶委員

あさけプラザの行政コスト計算書を見せていただいている、純経常行政コストは昨年度よりも2000万円弱ぐらいアップしていて、1億6512万8000円で、経常収益が1900万円少しなんですけど、例えば文化会館はもちろん行政コストも高いですし、経常収益というのも高いんですけど、隣の例えばなやプラザは、コストとしては2826万7000円なんですけれども、経常収益としては789万円と、これであさけプラザをどう見るか、例えば経常収益をもう少し上げるといことも考えられますし、そういうところで、今年度、あさけプラザとしてこういうところが課題だと思われる部分はあるんですかね。

○ 井垣あさけプラザ館長

行政コスト計算書でございますが、まず、今委員言われましたように、純経常行政コストが、前年度に比べ1800万円余ふえております。経常収益は昨年と比べると80万円ぐらいの増になっております。経常費用のほうが昨年と比べて1900万円ぐらい増額ということで、その中で、物件費が大きく1500万円ぐらい増額というふうになっておるんですけども、その理由は何かなというところで調べたところ、委託料でした。ホール等のつり天井、崩落対策ほか工事の委託料の基本設計が1100万円ぐらいございまして、その他の施設の総合管理の委託料が500万円増加しておりますもので、経常費用が高くなったというところで、コストが上がったというふうに思っております。

それについて、あさけプラザは建設から35年も経過しておりますもので、設備とか建物も老朽化をしております。安全に皆様にご利用していただくためには、設備の修繕とか計画的な改修を行っていかねばいけないので、どうしてもそこら辺の費用がふえるのか

なというところで理解しておるところなんです、まずは多くの皆様に利用していただけるように、当然経常収益もふやしていかなければいけないし、施設の安全管理についても努めていかなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

費用がふえた原因というのは、つり天井の問題であって、今後も施設の老朽化を含めて考えれば、手を入れなきゃいけない、費用としては、計画的に費やしていかなきゃいけないという現状があるというのはよくわかりました。

あと、じゃあ、収益と言っても貸し館で収益を上げるか、今は無料の入浴施設からお金を取るかぐらいしかなかなかないのかなって思うと、有料施設の利用状況を見せていただく中においても、当然施設によって利用率というのはばらつきがあるんですが、ホールの利用率が少しほかに比べたら低いのかなって思うんですが、その辺の原因とかは何か考えられることはあるんですか。

○ 井垣あさけプラザ館長

どうしてもホールは、土曜日、日曜日、祝日といった日に利用が多いです。ですので、平日についてもご利用いただけるような方法といたしますか、事業等があれば、それをふやすことによって利用率を上げていきたいなというふうには考えておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

例えば、平日も、土日、祝日も、利用料は一律なんですか、違うんですか。

○ 井垣あさけプラザ館長

平日、土日とは別の金額になっております。

○ 中川雅晶委員

であるならば、例えば平日利用しやすい、どういうところに利用してもらえるのかというのものもあるかもしれないですけど、ぜひそういうことも平日に活用してもらうための促進策があるのかなのかあれですけど、ある一定の規模じゃないと、小ホールでいいですわ

とあって、小さい会議室程度でいいですわっていうのもたくさんあるとは思いますが、例えば利用率を上げるという余地があるのであれば、そういうこともぜひ協議の中に入れていただいて、少しでも収益を上げていただくような努力をしていただければなというふうに思います。

○ 早川新平委員

平成30年度の利用者に係る救急要請が5件ってここにぽんと出てくるんですけども、これはどういう、救急要請したのがトラブルなのか。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザは高齢者の方にもたくさんご利用いただいています、サークルの途中であったり、体調不良になられたり、ちょっと転倒されたりということで救急車を要請したということの件数でございます。

○ 早川新平委員

これがトラブルに入るのかなと思って、例えばけんかがあって、その結果、救急要請をしたというのなら、客同士の業者間のトラブルやろうし、どうもこれ、別にそんなに問題ないのかなとは思っておるんやけど、こうやって出てくると。それから、最後にするんやけど、図書室ありますよね。あそこの図書室もあさけプラザの管轄でええのかな。

○ 井垣あさけプラザ館長

はい。

○ 早川新平委員

年間の図書の予算って幾らでしたか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

図書購入額としては、予算としては220万円余となっております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

これでよく言われるのが、あさけプラザに限らず——今ここやから四日市市立図書館のことは聞けないんで——専門家の方は、例えば5万円、10万円の専門書を置いてほしいよなど。ただ、そういう人は年間に1回しか見ない。

中央からは、利用客をふやすために、端的な例として、今度ヨーロッパ旅行に行くんで、「るるぶ」のやつをもっと置いてくださいなんて——現場から見たら、100万円もするよな旅行に行くのに、五、六百円の雑誌ぐらい自分で買えやと内心思うんやけど——市民はそれをようけ置いてくれとかね。

中央の場合で、利用客をふやしなさい、来館者をふやせてなると、一般受けのやつ、一方、個人で買うには余りにも高いよな5万円、10万円もする専門書というのは、やっぱり図書館ということやから置いてほしいなという、どちらもあるんやけれども、私は後者の立場と思うておるんやけれども、だから、そのこのところの兼ね合いというのがね。

なぜこういう話をさせてもらうかという、あの裏に住んでおるのが私のおじで、毎日図書館に行っておるんです。中央から回って来たり、本が回って来たりするんで、こういうものが欲しいよなということを時々電話もらうんやけれども、利用客は固定が多いんかな、あそこ。それは貸し館業務以外ではわからないか。そういう要望ってありませんか。

○ 井垣あさけプラザ館長

図書館の地区別の利用者数ということでは、大矢知地区が最も多くて、あと、富田、八郷、羽津というところで7割5分ぐらいにはいくというふうに思っております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

地元やで当然多いのは当たり前なんやけど、固定客が多いかなどうかなという、固定客というのはおかしいかな。固定の利用者が多いのかなということだけちょっと伺ったんで、別にそれは大きな問題ではないんですけれども、言わんとすることは、偏った本、それが満遍に、あさけプラザ主導でいっているのか、220万円という年間の購入額、その選択というのは司書の方がやっているのか。

○ 井垣あさけプラザ館長

司書のほうでやっておりますが、予約とかリクエストとかというので、8件以上リクエストがふえてきて、3館が、市立図書館と楠交流会館図書室と連携をしておりますけれども、なかなかない場合については購入をしたりということもしております。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

○ 三木 隆委員長

他に。ありませんか。

○ 樋口龍馬委員

昨年の決算でもちょっと話題になったところで、あさけプラザの予約方法についてというところがあったと思いますので、改めて確認させてください。どんな工夫をしたのか、しなかったのか。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザの貸し館予約につきましては、非効率性を指摘いただき、今後、他の公的施設の予約方法を参考にしながら検討していくべきだというご意見を頂戴しまして、現在、あさけプラザの貸し館受け付けは、ホールは使用する日の6カ月前から、その他の施設は使用する月の3カ月前の月の初日の開館日から受け付けをしております。申請受け付けの順番は先着順です。

受け付け日の前日に申し込み希望用紙を張り出しまして、それに記入していただき、従来は、その後、翌日の受け付け日まで夜間待機を義務づけておりましたが、利用者様の安全面や健康面を考慮して、平成30年12月からは申し込み希望用紙記入後の夜間待機を廃止しまして、平成31年3月には会館中の施設内待機も取りやめました。

その上で、利用者の皆様にお声をお伺いし、ことしの8月から——どうしても早くから申し込み希望用紙へ記入するための順番待ちをするのはホール利用者になりますので——そのホール利用者とそれ以外の施設利用者とを分けるために、それまで1枚の用紙に、希望用紙を1枚で記入していただいていたんですが、それをホールとホール以外とに分けたところでございます。

それで、また変更したでいろいろな課題とかご意見も頂戴しているところでありますので、今はまだ試行というところがございますが、もう少し考えていきたいなというふうに思っているところがございます。

○ 樋口龍馬委員

うまくいったという感じではまだなくて、これからということですね。了解しました。

もう一点、貸し館部分についてなんですけれども、ホールについては営利というものが設けられているんですが、そのほかの部屋については営利という料金体系は用意していないということでもいいですかね。

○ 井垣あさけプラザ館長

設けておりません。

○ 樋口龍馬委員

営利目的で、例えば体育館を使用するということについては、通常料金で使用ができるということでもいいわけですか。

○ 井垣あさけプラザ館長

入場料を取る取らないというところで、体育館の場合は使用料に差をつけております。

○ 樋口龍馬委員

その入場料というのと営利というのは違うんですね、実際にホールは営利と入場料徴収と別に分けて設定されているので。例えば四日市ドームなんかは、営利目的のものという使用の仕方があるんです。ちょっと全館見回してみて、公共施設としてどうあるべきなのかというのを一度見ていただいたらどうかなと思うんですけど、いかがですかね。

○ 井垣あさけプラザ館長

一度、考えてみたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

難しいんですけどね、別のところで会費を徴収しておいて、偶然、練習場なりがその現場になっているというのは幾らでもあるんですけども、あさけプラザの常用的な占有率を過去見たときに、偏りがあるかなというふうに感じた部分がありますので、その点については調査をしていただいて、今後、公平性が担保されるように努めていただければということをお願いしておきます。

終わります。

○ 笹井絹予委員

あさけプラザの駐車場のことなんですけれども、この駐車場がいっぱいになるかどうかはちょっとわからないんですけど、もしいっぱいになった場合に、ほかの、例えば四日市市文化会館だったら、別に第4駐車場とかというのがあるかと思うんですけど、ほかの駐車場とかあるんでしょうか、とめられるようなところとかは。

○ 井垣あさけプラザ館長

ほかにとめれるところはございません。

○ 笹井絹予委員

わかりました、ありがとうございます。

○ 早川新平委員

キャパシティ的には十分だと思っています、駐車場は結構広いんで、もしよかったら、あれ、いっぱいやったら全館入れやんと思うぐらい、コンサートをやっても。運動場みたいなところも使えるんで、大丈夫だと思っています。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費については、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送る議案という、ここの分はどうでしょうか。なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

わかりました、なしということで。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決

算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

それでは、次の議案に移ります。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

○ 三木 隆委員長

議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたが、補足説明があるようですので、その説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。よろしく申し上げます。

議案第23号一般会計補正予算（第4号）のうち、市民課所管部分につきまして補足説明をさせていただきたいことがございます。

資料といたしましては、タブレット05、8月定例月議会、06産業生活常任委員会、119令和元年度8月補正予算（参考資料）の32分の8ページとなりますので、そちらをごらんください。

こちらにつきましては、先日の議案聴取会において、商工課並びに市民課よりご説明をさせていただきましたが、つい先日、国がこの事業に関して抜本的な見直しを行うとの報道がございました。その報道によりますと、主な見直し点といたしましては、まず、当初、国はこの事業の実施に当たり、自治体ごとに発行します自治体ポイントの活用を考えておりましたが、これを全国どこでも使える全国共通の新たなポイント、マイナポイントを活

用する仕組みにかえていくということでございます。

また、決済の方法につきましても、より簡便な仕組みとなるよう、既に普及が進んでおりますスマートフォン決済サービスといった民間キャッシュレス決済との連携を検討していくということでございます。

ポイントを利用される方が事前にマイキーIDを設定してもらおうという点に変更はないようですので、市民文化部のほうで計上させていただいておりますマイキーID設定に要する経費の部分については変わってくることはないかと思われませんが、現時点におきまして、国からいまだ具体的な内容が示されておきませんので、今のところ、これ以上の説明ができません。

ただ、国が都道府県向けの説明会を9月12日——本日でございますが——開催すると聞いておりますし、そのあたりの情報につきましては、国の説明会后、県を通じて速やかに情報を入手することとしております。

このたびの補正予算の要求につきまして、特に変更はございませんが、国の見直しに伴って、今後何かしら変更が生じてきた場合には、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

補足説明につきましては、以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、発言願います。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

なお、全体会に送る議案はありますか。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

全体会へ送るものはなしといたします。

[以上の経過により、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、議案第31号四日市市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

議案第31号 四日市市印鑑条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご意見、ご質疑がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移りますが、討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決させていただきます。

議案第31号四日市市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第31号 四日市市印鑑条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

これで市民文化部に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の入れかえがありますので、再開は2時5分からしますので、よろしくお願ひします。

13:50 休憩

14:05 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 荒木商工農水部長

市民文化部に引き続き商工農水部でございます。

商工農水部でございますが、商工部門と農水部門、それと、けいりん部門ということで三つの所属でお世話になることとなります。

説明については、極力簡潔明瞭にご理解いただきやすいように説明させていただきますので、どうぞ審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

まず、商工農水部中、商工課所管部分についての審査を行います。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

第7款 商工費

第1項 商工費

第1目 商工総務費

第2目 商工業振興費

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、商工課所管部分の議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料につきましては、タブレットのほうで05の8月定例月議会の中の06の産業生活常任委員会の中の004商工農水部（追加資料）というところをお願いできますでしょうか。

商工課は八つの追加資料の請求をいただいておりますので、その説明をさせていただきます。

ページについては、49分の5ページからお願いいたします。

まず、障害者就労支援における本市の取り組みについて、健康福祉部と商工農水部の連携というところで、樋口委員のほうから資料請求いただいております。

まず、整理といたしまして、健康福祉部の業務につきましては、一般就労のための生活基盤の安定あるいは就労意欲の醸成等、人に対する支援を主に行っているところでございます。一方、商工農水部につきましては事業所に対する支援、人と事業所をつなぐ支援というのを行っております。

それぞれ部局のやっている業務を整理させていただいております。上半分が健康福祉部でございますけれども、生活基盤の安定、あるいは就労意欲の醸成、あるいは就労に向けた訓練、定着支援といったところを健康福祉部でしておりまして、下の段のところですが、企業に対する支援といたしまして、商工農水部のところで人と事業所のマッチング、あるいはインターンシップ、あるいは雇用、トライアル等の試行雇用、また雇用支援、また定着支援等を行っているところでございます。

左側の下のところでございますけれども、健康福祉部との連携といたしましては、平成

30年の2月に厚生労働省の三重労働局と四日市市雇用対策協定というのを結んでおりまして、その内容のところで雇用対策に係る庁内調整会議というところで、こちらは健康福祉部や市民文化部等々と一緒になって取り組んでいるというところがございます。

また、障害者就職面接会というのを、私ども商工課と健康福祉部障害福祉課とハローワーク等々と協賛いたしまして行っております。

また、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会というのがございまして、こちらにつきまして雇用部会というのがありまして、こちらでは健康福祉部あるいは商工農水部と、あと、移行支援事業所さんなんかも入っていただきまして、連絡調整等をしているというところがございます。

また、サポートフェアにつきましても、移行支援事業所さんと一緒にさせていただいているというところがございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

商業動向調査についてということで、中川委員のほうからご請求いただいたところがございます。

まず、1番としまして、商業動向調査の結果としまして、まず、一つとしまして、歩行者流量調査というのをやっております。これは市内22カ所で行っているところがございます。中心市街地の主なグラフがこの下のところに書かせていただいているところがございます。ララスクエアがグランドオープンした平成17年以降は、近年横ばいで推移しているというところを読み取っているところがございます。

また、7ページでございますけれども、ララスクエアの前のおきましては、松坂屋が撤退して一気に落ち込んで、ララスクエアがグランドオープンしたら、また復活しているというのがこの数字で読み取っているところがございます。

また、富田地区あるいは塩浜地区のところでも調査をしております。平成10年から比較しますと、落ち込んではいらんですけれども、ここのところは横ばい傾向になっているというところを読み取っております。

8ページ、お願いいたします。

もう一つの調査といたしまして、買い物傾向調査というのをやっております。こちらは市民アンケートでしてございまして、前回は平成17年度に実施してございまして、平成30年度に今回させていただいたというところがございます。

結果といたしましては、ふだんの買い物につきましても車を使っている方が多い、ある

いは地元の商店等は40%以上の方が週2回以上、買い物をしている。あるいは中心市街地での満足度につきましては、大変満足、やや満足ということで30%以上というような結果になっております。

また、定期市につきましては、知っているというのは57%でございますけれども、開催日を知らない、あるいは場所を知らないという方も半分以上いらっしゃったところでございます。

こういった中で、車が四日市ではまだ買い物には欠かせないというようなところも、この結果から読み取れているというところでございます。

9ページをお願いいたします。

もう一つ、定期市の来場者アンケートというのを行わせていただきました。こちらは市内の定期市に訪れた方に対面でアンケートを行ったところでございます。

調査の概要としまして、来場頻度というのは、ほぼ毎回来ていただく方が49%、あるいは月に数回という方が44%となっております。市場に対する満足度は、満足が51%、やや満足が34%ということで、80%以上の方が市場の利用者の方は満足いただいているというところがございます。

これらの調査結果の活用といたしましては、まず、ララスクエアのグランドオープン以降、歩行者流量が回復したというところをこの調査で確認することができました。

また、③のところでございますけれども、流量調査、あるいは買い物傾向調査の結果というのは、商店街の団体さんや、あるいは定期市にも提供して、情報共有して施策の展開に反映していきたいというふうに考えております。

また、今後の取り組みといたしましては、これからも商店街、あるいは市場等と情報共有しながら、にぎわい創出や買い物拠点の維持・再生を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

定期市についてということで、こちらの中川委員のほうから請求いただいているところでございます。

定期市につきましては、市内に今10カ所ございまして、決まった日のつく日に開催しております。品揃えは、青果を初め、いろいろな多数の商品が並んでいるというところでございます。

2番の定期市における取り組みでございますけれども、大売り出しのチラシ作成、ある

いはイベント等を実施していただき、魅力向上や周知に努めているというところでございます。

11ページをお願いします。

市としての取り組みといたしましては、まず、定期市との意見交換、情報交換というのを行っております。日ごろから各定期市の方と情報交換を行いまして、また、定期市の代表者会議、あるいは三滝川慈善橋周辺利用調整協議会というものを開催いたしまして、意見交換を行っているところでございます。

また、(2)の実態調査につきましては、先ほどの調査のところでもご説明させていただきましたけれども、アンケート等を行って把握に努めているというところでございます。

3番、にぎわい創出への支援につきましては、イベントの支援、あるいは定期市マップというのをつくっております、それによって情報発信に努めているところでございます。

また、4番ですけれども、高校生との連携事業などを実施しまして、若者にも知っていただくというような取り組みを行っているところでございます。

12ページをお願いいたします。

一方で、4番のところ課題でございますけれども、やはり定期市への出店者の高齢化あるいは後継者不足というところで店舗数が減少しているという課題がございます。また、建物の老朽化、あるいは利用者の方の高齢化、あるいは全市的には市場の認知度がまだ高くないというような課題がございます。

今後の取り組みといたしましては、定期市につきましては、来ていただいた方の満足度は非常に高いという結果が出ておりますけれども、まだまだ認知度が低いということで、市民の方にもっと知っていただく必要があるというところで、イベント支援、あるいは情報発信というのに引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

商店街の共同施設の考え方についてということで、こちらは樋口委員のほうから資料請求いただいております。

共同施設ということでアーケード施設でございますけれども、アーケード施設の概要といたしまして、こちらにつきましては、各商店組合等において、アーケードやカラー舗装というのが整備されているところでございまして、一部改修を経ながら維持管理されているところですが、老朽化についても懸念されているというのが現状でございます。

このため、2番でございますけれども、商店街組織との会議というのを平成29年度、行

いまして、意見交換を行った結果、商店街といたしましては、アーケードの改修は必要であるというような認識をいただいております。

一方で、将来的にアーケードをどうしていくかというのは、また商店街で検討していくということになりました。このため、平成30年度から、市としては、アーケードに関する安全上の緊急補修ということに対しての補助制度を創設したところでございます。

補助制度の内容といたしましては、大きく調査というものと改修というものがございまして、内容につきましては、(3)のところでございます。

4番の制度の利用状況でございます。

昨年度、平成30年度でございますけれども、商店連合会に加盟する商店街22団体のうち、アーケードを持っている団体は12団体でございます。このうち、平成30年度におきましては、5団体におきまして、この制度を活用いただいたところでございます。

その詳細は、次の14ページのところに載せさせていただいております。

今後の方向性といたしましては、中心市街地が形成されてから約50年がたっておりまして、施設が更新時期を迎えておりまして、周辺環境も大きく変化してきているというところから、中心市街地の魅力向上に向けて商店事業者等と協議を図りながら今後の方向性というのは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

ビジネスインキュベータ事業に係る入居実績ということで、早川委員のほうから資料請求いただいたところでございます。

こちらにつきまして、ビジネスインキュベータというものは、創業しようとする方、また、創業間もない方に対する支援ということで、三重北勢地域地場産業振興センター、いわゆるじばさん三重の3階にあるインキュベートルーム7室を運営しているというところでございます。

入居の実績でございますけれども、平成31年の4月1日現在では、2者が入居いただいておりますけれども、この9月に入りまして、その2者の方も卒業といいますか、市内の別の場所に事業所を構えてということで、現状入っていないというところがございます。

内容でございますけれども、(1)番の、まず、応募資格のところでございます。

入居要件というのがございまして、新たに創業するか、創業後5年以内の方を対象にしているというところがございます。

また、②の入居対象業務ということで、入居をしていただくに際して、入居の対象の条

件を要しているというところをごさいます、まず、製造業、あるいはそのほか製造業に関連する事業、また、ものづくりを支えるソフト事業、また、ウのところですが、今後成長が期待できる新規の成長分野に係る事業等々を入居条件というふうにしております。

また、③ですが、入居期間といたしまして、インキュベートルームという性質上もありまして、原則3年を限度とするというふうな形にしているというところをごさいます。

入居企業の実績といたしましては、17ページに具体的に整理をさせていただいております。

18ページをお願いいたします。

過去の入居事業者の業務の内訳といたしましては、製造業が5件、情報通信業10件、医療・福祉2件等々となっております、卒業、要はインキュベートルームを出ていくときの状況といたしましては、いわゆる満期によって卒業していく方が14人、途中で市内外に事務所を設けるということで移転していった方が15件、事業中止というのが2件ということで、32件のうち29件がその時点では事業化ということで、インキュベートを卒業して、市内あるいは市外のところに事務所を設けていただいているというところをごさいます。

3番の課題でございますけれども、現状、ものづくりを中心とした業種を想定した入居要件としているところがございますけれども、今現在で期待されている業種に対応できていないのではないか、あるいはそもそもインキュベートルームの周知が足りないというところ、あるいはインキュベートルームのため、どうしても入居期間を限定する必要があるというところ、あと、市内において、最近民間によるシェアオフィス等々ができておりまして、そちらのほうを活用されている方も多いたというふうな点がございます。

4番の今後の取り組みでございますけれども、まず、入居要件のところを、ものづくりを中心とする業種というのを想定しているんですけども、第4次産業革命等々でAI、IoT、また新たな業態というのでも期待されています。ですので、入居要件をもうちょっと幅広にとれるように見直しを検討していきたいということと、また、入居期間についても見直しを検討していく必要があるという認識をしております。

いずれにいたしましても、認知度がまだまだ足りないというところは反省点としてございまして、認知度向上のため、創業セミナーの受講生、あるいは創業を考えている、支援している機関等々に積極的にPRを図っていきたいというふうにごさいます。

います。

続きまして、19ページをお願いいたします。

企業立地奨励金交付事業の成果と今後の取り組みということで、中川委員のほうから資料請求をいただいております。

企業立地奨励制度の概要でございますけれども、こちらにつきましては新規産業の誘致、あるいは既存企業の新規投資というのを促進するために支援制度を設けているというところで、企業立地促進条例に基づきまして、新たに投下された固定資産総額に対しての固定資産税、あるいは都市計画税相当額の一定割合等々を奨励金として交付している事業でございます。

なお、今の制度は平成27年度に条例を新たにつくらせていただいて、内容につきましては、下記のとおりでございます。

2番ですけれども、最近の市内の投資状況でございます。

まず、平成26年度は10件ありまして、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度と、20ページから21ページに現在の状況を整理させていただいております。

過去5年間で39件の投資がありまして、この制度を利用していただいておりまして、投下固定資産額につきましては5663億円強となっております。それに対して、奨励支援として約35億円強を支援させていただいているという状況でございます。

また、(2)番のところには今後の投資予定を載せさせていただいております。こちらのほうは、先般行われました所管事務調査の資料と重複しているところがございます。

22ページをお願いいたします。

企業立地奨励制度の今後についてというところでございます。

こちらにつきましては、後ほど協議会のほうでも、また次の奨励制度につきまして、考案方のご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、この奨励制度の根拠規定、条例が令和2年3月31日、今年度で効力を失うというふうで、5年間の延長をして、また、対象事業や重点分野の拡大を検討したいと考えております。

また、あわせて民間研究所立地奨励制度というの、あわせて相乗効果が出るように内容を改正したいというふうを考えているところでございます。

具体的なところは、また協議会でも説明させていただきますけれども、対象事業の拡充の検討といたしまして、IoTやビッグデータ、第4次産業革命のイノベーションで新たに技術やサービスが生まれるというところの期待で、AI関連のところを対象事業とする

と、あるいは高規格道路が拡大してきておりますので、物流に関しての本市のポテンシャルがぐっと高まっているところがございますので、物流施設の立地ということも対象事業として考えていきたいというふうに思っております。

また、重点事業の拡充といたしまして、こちらも地球環境問題の対応というところで水素等の新エネルギーの活用とか、あるいはコンビナートの連携事業、あるいは市外からの新規立地等々についても重点事業を拡充していきたいというふうに考えております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

四日市コンビナート先進化推進事業の課題と今後の展開というところがございます。

こちらは平成30年から四日市コンビナート先進化検討会というのを開催しております、コンビナート15社と国、県、大学、そして本市で構成してやっているところがございます。

そもそもこちらのほうは、まず、2番のところですが、企業のアンケートを行いまして、課題を抽出しております。そこで、大きく二つの部会を設置しております。

まず、規制合理化関連部会ということで、規制関連のところ、もう一つは、企業間連携関連ということで、企業間の連携でどういうことができるかというところの取り組みと、こういった課題につきまして議論を重ねてきているところがございます。

3番ですが、平成30年度の取り組みといたしましては、まず、規制合理化関連部会のほうでございますけれども、新方式活用スマート化ということで、コンビナートもどんどんスマート化をしていかななくてはならないということがございまして、ドローンの活用、あるいはAI、IoTの新技术の活用というようなどの議論をしてきております。

また、24ページのところでございますけれども、環境規制のスマート化というところで、工場立地法に関する取り組み等を行っております。こちらにつきましても、また、後ほどの協議会のほうで詳しく説明のほうをさせていただきたいと考えております。

また、産廃処理スマート化ということで、産業廃棄物の処理の関係等々について議論をしてきております。

また、2番ですが、企業間連携といたしまして、製品や原料、用役の融通、あるいは人材育成についての議論をしております。

4番ですが、今後の展開といたしまして、今年度、令和元年度の取り組みでございますけれども、新方式活用スマート化におきましては、具体的に企業にドローン、あるいはタブレット等々の非防爆のものを入れていただくという取り組みをやっている

るところでございます。

また、25ページでございますけれども、産廃処理スマート化等につきましても、具体的なルールづくり等も行っていきたいというふうに考えております。

25ページの（２）番の今後の展開でございますけれども、いずれにいたしましても、まず、①番の新技術の活用のところでございますけれども、実際に新技術をコンビナートの現場で実装していただきたいということを期待しているところでございます。

このためにいろいろ取り組んできたところですが、その先には、いろいろな得たデータをビッグデータ化して、安全のためにもっと作業環境をよくしていこうというような取り組みが行われることが考えられております。

こういった形でプラントの中でのI o T技術の導入というのが入っていきますので、あわせてI o Tを使える技術を持った社員らの教育というのにも必要になってきておりますので、人材育成等も行っていきたいというふうに考えております。

また、環境規制につきましては、工場立地法の取り組み、あるいは産廃処理等々につきまして、積極的にやっていきたいというふうに考えておりまして、特に工場立地法における敷地外緑地制度につきましては、また後ほど説明させていただきますけれども、令和2年度から運用を開始して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、26ページのほうをお願いいたします。

四日市市企業OB人材センターの成果及び課題と今後の方針ということで、中川委員のほうから資料請求いただいております。

四日市市企業OB人材センター、こちら、平成29年に設置して運営をしているところでございますけれども、企業OBのノウハウを中小企業に支援していくというような取り組みでございます。

実績でございますけれども、2の（１）です。相談機能といたしまして、従業員教育、現場改善、あるいは情報化・IT活用というような取り組みを3年間で今やってきておりまして、企業のアンケートからは、満足度が高いというようなお答えをいただいているところでございます。

また、27ページをお願いいたします。

一方で、もう一つ、教育支援機能としてものづくり講座というのも行っておりまして、こちらは小中学生を対象に、この表のと通りの事業をさせていただいているところでございます。

3の課題と今後の方針でございますけれども、基本的に講座参加あるいは支援先の企業からは好評を得ているところでございます。一方で、センターの認知度というのはまだまだ低いものですから、商工課職員とアドバイザーが一緒になって企業訪問して、周知を図っていききたいというところでございます。

また、課題の解決への鍵として、コーディネーターの専門性というのもございますので、こちらがうまくマッチングできるように、各コーディネーターがどういう専門性を持っているかというところの共有というのも図っていききたいというふうに考えているところでございます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

まず、自分の請求した部分にいきたいと思いますが、アーケードなんですけれども、利用について、この資料請求の趣旨は、アーケード、もちろん民設のもので、民間が維持していくべきものなんです、四日市としてこのアーケードをどうあってほしいというのはあるんですかね。維持してほしいというんやったら、支援のあり方を変えていかないかなのかなとも思いますし、一回とってしまったら、もう多分消防法上つけられないものなので、どうなんですか、実際のところ。

○ 渡辺商工課長

今後の将来的なところにつきましては、商店事業者さんと協議を重ねて、市としても考えを整理していききたいというふうに現時点では考えておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員

四日市としてあってほしいと思うのやったら、やっぱりそれなりの支援があるでしょうし、あってもなくても一緒なんやというのであれば、それなりの対応になってくると思

ますので、そこは商工農水部だけでというよりも、政策推進部も巻き込みながら話をしていってもらう必要があるのかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○ 渡辺商工課長

これから近鉄四日市駅周辺につきましては、いろいろと市として取り組みを進めていくというのがありますので、そういった動きにあわせて、かつ、事業者さんとの意見交換も含めて考えていきたいというところを考えております。

○ 樋口龍馬委員

よろしくをお願いします。

雨の日なんか、市の職員さんもその駐車場のところまで走って行って、きゅって潜って、アーケードのところからびよこんと出てきますやんね。雨に濡れずに帰っていくというの、一番使うておるのは実は市職員と違うんかなというふうにも思いますし、まちの姿というのをよく考えてやっていただきたいし、もちろん設置をした設置者の意見もあると思いますので、そこはしっかりと話し合ってくださいをお願いしておきます。

続けてよろしいですか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

5ページの障害者就労支援における取り組みについてというのを一表にまとめていただきました。

これ、私の伺いたかったのは、区別がどうなんだというよりも連携が図れているのかというところについて伺いたかったわけですがけれども、この整理したものは以前から持っていたのかというのがまず1点、持っていたのであれば、そのリレーションはしっかりできているのかどうかというところ、この2点、お答えいただけますでしょうか。

○ 渡辺商工課長

この整理につきましては、商工農水部と健康福祉部のほうで整理を持っていて、その中

で役割分担と言いながら、結局連携して一緒になって取り組んでいきたいというような思いでやっております。

そういうところで、この資料でいきますと、左の下のところでございますけれども、連携調整会議あるいは移行支援事業所さんとも一緒になった取り組み、あるいは連携会議等を開催して、商工農水部と健康福祉部も一緒になって、そこで議論を重ねているというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

実は、うちの息子も中学校3年生で障害があって、西日野にじ学園へ入れずに就労を考えているんですけれども、いざそういうふうに動き始めると、やっぱりわかりにくさがあるので、結局障害者の中で、身体障害の人はある程度自分で調べられると思うんですよ。精神障害の人ももしかしたら調べられるかもしれないけれども、半分ぐらいの方は知的障害を併発されてみえるんじゃないかなと思うので、あと、知的障害の人たちは、自分で調べるとするのは非常に難しい。

相談事業所というのもあるんですけど、相談事業所は、どっちかというところ、プランを組み立てたりするというところについては特化していますけど、市の支援施策について熟知しているかというところ、僕はそういうところにはまだ至っていないんじゃないかなという感じがします。

じゃ、結局のところ保護者が調べて、保護者が活用するなり、企業が知っていて、企業がそこに引っ張ってくるという方向しかなくて、当事者たちが結構遠いところにあるんじゃないかなというのを最近感じますので、ぜひ今後も調査・研究を進めていただいて、求められる支援の形というのを確立して行ってほしいなということをお願いして、私の請求した資料はここだと思いますので、一旦とめます。

○ 日置記平委員

今の関連ですけど、障害者の方の自立支援というところでちょっと教えてほしいんですが。独身女性で、下半身が麻痺していて、そして、3年間、企業に勤めていました。それは母親が送迎していたんです。会社へ行くと、仲間の人たちがその子を会社に置いてある車椅子に乗せて、それで、日常業務をやっていると。ところが、送迎していたお母さんが体調を崩して送迎ができなくなった。最近、涙を飲んで退社された。

この子を支援してくれる環境というのは、また、次の職業を見つけなきゃいけない。この子は学卒で障害者の分野で企業が採用してくれたんです。これ、商工農水部については、この辺のところの相談の窓口というのはあるのだろうか。

○ 渡辺商工課長

就労コーディネーターというコーディネーターが商工課におりまして、障害者の方と企業とのいわゆるマッチングというところも障害者団体あるいはそういったところとも連携しながらやっているところでございます。

やはり仕事の内容でうまくいかない、あるいは通う方法とか、そういったところで受け入れてもらえる企業、できない企業、あるいは行ける企業、行けない企業というのはたくさんケースがあると思いますので、その中で、その方に合った企業さんというのを、ハローワークとも連携しながらなんですけれども、対応させていただくということになります。

○ 日置記平委員

受け入れてくれる企業が、この子はあったからそこへ3年間行っていたんだわね。お母さんが朝送って、終わりにまた迎えに行ったということなの。そうこうしていると、お母さんが体調崩して、できなくなった。できないということは、もうその子にとってはその道を断たれるから、次の手段を選ばないかんわけですよ。

下半身だけなので、大変気の毒なんだけど、父親は別に職業を持っているからできない。お母さんは持っていなかったからそれができた。それをここで言う自立支援で、健康福祉部なり商工農水部のほうでそんな手だてというのはこれまであったのか、あり得るのかなんです。例があるかないかだけ教えてください。支援の項目があるのか、ここに自立支援というのが出てきたので。

○ 渡辺商工課長

渡辺でございます。

その方のケースでいきますと、まず、移動が非常に困難であるというところがございます。移動支援という制度は健康福祉部のほうでございまして、これは会社に通うというところ、あるいは日常での移動、いろいろ移動というのはあると思うんですけれども、そういった移動支援というのは健康福祉部のほうでございまして、ちょっとそのあたりも検

討させていただきます必要があります。

商工農水部といたしましては、移動支援というところのメニューというのは持ってございません。

○ 荒木商工農水部長

いずれにしても、先ほど課長が説明しましたように、就労コーディネーターがおりますもんで、健康福祉部とか商工農水部とかというと、市民の方にとってはわかりにくい部分もございますもんで、この間も一般質問がございましたように、移動サービスの支援という健康福祉部でございますが、これの要件は結構厳しいもんがございますもんで、私どもでその辺は熟知しておらんということもございますもんで、就労コーディネーターの方に一度ご相談いただいて、そちらのほうで健康福祉部との連携も含めてさせていただくということになるかというふうに思っています。

以上でございます。

○ 日置記平委員

さっきの商店街の説明を受けて、三和商店街のことなんですが、よく小林委員が質問されているけど、あそこに対する今後の方針は何か持ってみえるんですけど。

○ 荒木商工農水部長

三和商店街は老朽家屋、危険家屋なので、都市整備部のほうで、強制執行というようなことも含めて対処していくということになってございますが、私どもの管轄で、今アーケードの改修の補助を打っておるところに関しては、まだそこまでいってございませんもんで、その辺については、私どもの管轄ということはないですけども、知っておる範囲では、そういった危険家屋というのはないということでございます。

○ 日置記平委員

了解。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

就労コーディネーターのところで、就労コーディネーターって何人おられるんですってっけ。

○ 渡辺商工課長

1人でございます。

○ 中川雅晶委員

1人で企業訪問、この実績報告書の中には464件ってなっていますが、1人で464件回っておるのですか。

○ 渡辺商工課長

1人のときもありますし、私ども職員が一緒に行くというケースもございます。個社訪問もございますし、全体で集まったときに企業さんに個々に説明に行くというのもこのカウントの中に入れさせていただいております。

○ 中川雅晶委員

これだけ企業を回っていただいているのも、商工課の職員も一緒にとはいえ、基本的には1人のコーディネーターで多くカバーしていただいているという実態がここを見てもわかるんですけど、ところが、障害者雇用促進事業費であったりとか、障害者雇用奨励補助金とかと言っているところにつながっているのが、やっぱり障害者雇用促進事業であれば1件、それから、障害者雇用トライアル奨励金が8件で、障害者雇用奨励金が3件というのは、これだけ回っていただいているのに、せっかくのこういった補助金とか奨励金とかというのにつながないというのも、毎年毎年同じようなことを僕が指摘してあれなんですけど、ここにやっぱり課題があるのかなというのと、そもそも就労コーディネーター1人でこれだけカバーし切れているのかどうか、課題があるんじゃないですか。

○ 渡辺商工課長

まだまだ課題があるというのは認識しております。

その中で、一つとしましては、就労コーディネーターは主に企業を回らせていただいているんですけども、やはり制度の周知——先ほどもご意見いただきましたけれども——を企業だけでなくて障害者さん側の例えば施設の方とか、いわゆる障害者の方と日常接している方にももっとしていくという必要があるというふうに認識しております。

このあたりは健康福祉部との連携というのが欠かせないので、先ほどの議論にも戻っていくんですけども、もっとそのあたりをしっかりと、実際に日常から、これから就職しようという障害者の方と一緒に近い方に対して、この制度をもっと深く周知していきたいというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

障害福祉課、健康福祉部のほうと連携はしなきゃいけないんですけど、ただ、言葉では連携と言うんですけど、なかなかそれは難しい部分が僕はあるのかなって。僕も連携強化すべきやと思うんですけど、しかしながら、なかなか言葉では連携って簡単なんですけど、やっている業務がどうしても性格が違うので、本当に非常に難しいとなれば、僕は、就労コーディネーターの役割とか仕事は非常に重要なんですけど、もう少し障害者雇用であったりとか、こういった労働環境を改善していこうと思うならば、市だけにコーディネーターを配置しているのにはやっぱり限界があるのかなって。

例えば複数人を継続的に雇用していただいている企業や、もしくはこれから障害者雇用の促進していこうという企業には、こういった就労コーディネーターのような人、要は福祉がわかっておられる方を企業に配置をしていくようなメニューがあってもいいのではないかなって思ったり、もう一つは、もっとわかりやすいような補助メニューとかを、要は事業者側にとって使いやすい、簡略的に申請ができたりとか、わかりやすいような、申請しやすいような環境をつくっていくという上での就労コーディネーターのお仕事をしていただければ、もう少しつながっていくのではないかなって想像するんですけど、いかがでしょうかね。

○ 渡辺商工課長

まずもって、周知というところと、使いやすいようにしていくというところも課題でございます。

そのあたり、あと、もう一ついきますと、マッチングというのが非常に大事だということ

ころもございますので、そのあたり、四日市障害者就業生活支援センター「プラウ」さん
もございまして、「プラウ」さんとも連携しながらやっているんですけれども、「プラウ」
さんのご意見も聞きながら、いかに障害者の就労を促進していく取り組みを、一度どうい
う形がいいのかということも協議しながら、就労コーディネーターがさらにより効率的に、
より効果的な活動ができるような手法がほかにはないのかといったところも検討をしてい
きたいと思います。

○ 中川雅晶委員

障害者の方も本当に企業にとって戦力になったりとか、企業にとっての利益をもたらす
働き方であったりとか、そういうのを模索する時代になっていて、雇用してあげているよ
うなというような感覚の時代ではもうなくなってきているというふうに僕は思っているん
です。

四日市市が本当にこの部門で先進的に取り組みをするという意気込みがあるならば、ま
た、その企業にとっても合理的配慮をどんどんどんどん促進してもらおうという観点からい
くと、就労コーディネーター、ないしは企業に対しても、そういう戦力にしていく、要は、
先ほどもあったように、家族と企業と本人をつなぐ雇用の継続をしていく方策の次の段階
をそろそろ考えるべきではないかなと思うので、ぜひそういうふうに考えていただきたい
なって。

じゃ、どこが旗振りするとなれば、健康福祉部のような感じですけど、でも、ここは商
工課が旗振りしなければ、ここの部分は進まないのかなってというのが私の実感ですので、
ぜひ頑張っていたいただきたいなとか、時代に合ったような方策を、告知も含めて考えて
いただきたいなど。もう単なるやっつけ事業にしてほしくないなというふうに思いますの
で、よろしく願いいたします。

部長、何か言いたそうなので。

○ 荒木商工農水部長

いろんなアドバイスをいただきました。

健康福祉部とか商工農水部、どちらが担当するのかということもございましたが、当然
のことながら、雇用の確保と、企業にとっては、日置委員からも一般質問のほうでもご指
摘いただいたように、労働者不足ということに陥ってございますもんで、その辺は企業に

とっても十分メリットがあるというふうな認識でございます。

したがいまして、企業のご意見をまず、どういったことが有効なんやというような意見もお伺いしながら、私どもはそういった機会をたくさん持つてございますもんで、そういったところでご意見をいただきながら、実際に生きた、本当のかゆいところに手が届くと申しましょか、そういったきめ細かな制度設計、あるいは周知に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

関連というか、身体障害者は結構売り手市場、精神障害者も就労移行支援サービスを受けると売り手市場なんですね。知的障害者だけはもう市場がないんですよ、今。A判定まで行ったら幸せかな。

一般就労は非常に難しい状況があって、ただ、国の障害者雇用率というところが、いつまで全てをごちゃまぜにした状態で雇用率をとってくれるかというのは、僕は疑問があるというか、いろんなところがバリアフリーになってきて、身体の人たちは、日置委員が言われたみたいに、そもそも職場に行けないというような状況なんかについては、移動手段なんかを担保していかなきゃいけないこともあるんでしょうけれども、いざ職場の敷地の中に入ってしまえば、仕事ができる環境が整いつつあって、言うたら心臓弁が一つ金属になっているだけで身体障害者という方もおみえになって、それで障害者雇用率に変化が出るわけじゃないですか。

精神障害者は、要はその特性を理解して、クールダウンできる場所を用意してあげれば、あと、就労時間をコントロールしてあげるということですね。8時間も9時間もよう働かへんとか、いろんな配慮をしながら5時間程度の勤務にしていけば、一定就職の見込みが、自立をしていくということになる中で、今、自立支援が非常に難しいのが知的障害者であろうと。

まだそこに国はかじを切っていないですけども、そう遠くないだろうかと――僕はよく作業所の人たちと話をしている、これ、そのうち知的障害者が来るぞというのをよく言っ

ているんですけれども——そういった将来的なことにアンテナを張ってもらいながら、国の動向も確認して行ってほしいです。何のための東京事務所やという話もありますから、しっかりアンテナ広げていただいて、今、就労コーディネーターさんはお一人だということなんですけれども、やっぱり障害特性ということを考えていくと、多岐にわたる障害の中でも、身体と知的と精神の全部のプロフェッショナルであるというのは非常に難しいだろうなというふうに思うんです。

途切れのない支援と言うんですけれども、中学校の特別支援学級の先生たちは子供たちの将来をどこまで見通せていますかというのと、西日野にじ学園とか北勢きらら学園までしか見られてないんですよね。その先はその先のところの話になっていて、これがいいとか悪いとかじゃないんですけれども、やっぱり途切れのない支援って非常に難しい。その最後の出口であり、入り口であるのを担っているのが、この表を見ると商工課さんなわけですよ。

だからこそ連携も必要になるし、渡辺課長はなかなかお忙しいとは思いますが、障害者の特性というのを、就労コーディネーターさんの横についてみる機会を設けるなどして、一回確認してみてほしいんです。どれほど市場にニーズがあるのか、結構愕然とするほどの差があると思います。

ハローワークなんかの障害者求人も一回見てみてもらうといいと思うんですけど、障害種別について割と明確に書くまではいかないですけど、想像させるような募集の仕方をしてますわ。

だから、いずれこの機会というのは大きく変わるだろうなというのが予想されるので、四日市がそのときに柔軟に動けるようにアンテナを張っていただきたいということを強く要望しておきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

そういう意味でも、今後の本市の障害者雇用について、やっぱり本当に検討するべきで、今、樋口委員が言われたようなことも含めて、本当に検討するような場みたいな形を、もちろん庁内調整会議でやっていますよっておっしゃいますけど、本当に機能するような形

でしていただければなということだけ要望しておきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

企業立地奨励金の件です。

ここに書いてある10項目を基軸にして、これに当てはまるような施設投資をしたときに申請をすればいいと、こういうことになるわけですが、それから、実績がありますね。各企業のどんなものを導入したかという実績があります。大体この部類の設備だと当確ということになるのかなと思います。そういう理解でよろしいか。

○ 渡辺商工課長

そのとおりでございます。

○ 日置記平委員

ありがとう。

用紙はこれをコピーしたらいいの。

○ 渡辺商工課長

次の案につきましては、後ほどの協議会のほうでもう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 日置記平委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

中心市街地の商店の買い物についてなんですけれども、やっぱり近年、買うところが少なくなってきた。店舗が減ってきているし、私が生まれたときから比べると、すごくさみしくなってきた。実際にいろんなお店に入ったとしても、人が少ないなど感じるんですけど、その辺どうやって活性化していきたいのかなという質問なんですけれども。

○ 渡辺商工課長

特に中心市街地におきましては、今、飲食店が非常に多くなってきているという状況がございます。そういった中で、過去から物販もしていただいているというところはございますけれども、おっしゃるように、昔はすごいたくさん集まっていたわけですが、現状はなかなかそういう状況ではないというところがございます。

一方で、やはり人に来てもらうというのが大事だと思いますので、商店街さんと一緒になって、商店街さんで集客のイベントとか、にぎわいのための取り組みとか、そういったものをしていただいているところでございます。

我々としては、そういったところに支援をして、一緒になって、物販のところも盛り上がっていくようなことをやっていきたいというふうに考えています。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 笹井絹予委員

四日市市も人口31万人という都市なんですけど、やっぱり何かメーンのというか、例えば桑名市ですとアウトレットがあつたりとか、何かメーンで集客できるようなものは考えてないんでしょうか。

○ 渡辺商工課長

新たにというところは、民間ベースになってきますので、市が何かをするというわけに

はいかないんですけれども、現状でも中心市街地での取り組みへの支援というのはさせていただいておりました、民間さんの次の取り組みというところをいち早くキャッチして、今の支援制度がそれにそぐわないのであれば直していく必要があると思いますし、どちらにしても、商店街の人たち、あるいは新たに何かやろうという人たちの情報は早くキャッチしてやっていきたいというふうに考えております。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に。

○ 樋口龍馬委員

ごめんなさい、ララスクエアの資料、僕が請求したのを忘れていました。

これ、駅西のにぎわい創出の事業で、三井不動産さんはずっとお金を出し続けているということで、その成果がどうであるかということ歩行者流量の推移であらわしていただいた。感覚的には水準が上がってきていて、回復してきていて、まあまあ役に立つ金の使い方をしているというふうに理解をしているというような説明であったというふうに理解をしました。

どうなんですかね、この金があれば、そりゃ、民間的には助かると思うんですけど、ララスクエアはこの金がないと回っていかない状況になっているんですかね。これが大前提になっているんですか。

○ 渡辺商工課長

ララスクエアにおきましては、歩行者流量の結果を見ても、前の松坂屋が撤退して一気に人が減ってしまって、ララスクエアのグランドオープンでまた復活したというところで、中心市街地のにぎわいの創出には非常に貢献していただいているというふうに認識しております。

また、ララスクエアにおきまして、そういう意味では、あそこが中心市街地の一つの大きな人の拠点というふうになっておりますので、そこは継続してやっていただきたいという思いがございます。

また、ララスクエアにおきましては、映画館とか屋内遊園地とか、あるいはお母さんと

子供の遊び場みたいなのところもございまして、いわゆるいろんな世代の方たちがこの中心市街地に来ていただける拠点の場というふうにもなってございますので、市としましては、そういった拠点を維持していくためにも支援をさせていただいているというところがございます。

○ 樋口龍馬委員

先ほども言ったように、別にあればあったにこしたことがないわけで、私はなくせと言っているわけではないんですけれども、結構な金額なので、これだけつけてもらえれば、ほかにもやりたいところがようけあるんじゃないかなとも、もちろん市が困って、当初何年間はつけるという約束をした上で履行して、それを自動的に延長していっているような格好になっていると思うんですね。

これって、また今回も出しますよ、出しませんよという、言ったら交付決定みたいなところとかというのは、何か話し合いの場ってあるんですかね。

○ 渡辺商工課長

こちらの補助金の支出につきましては、交付要綱で行っております。現状の交付要綱につきましては、平成30年度から5年間、令和4年までの交付要綱をつくっているというところがございます。

○ 樋口龍馬委員

交付要綱に基づいて申請が上がってきて、申請に応じて交付決定をしていると理解しました。

例えばララスクエアの正面にモニターがありますよね。消防団の広告を流してもらっていますけど、こんなに金を出しておるんだったら、もうちょっと市のことをやってくれてもええのかなという気はするんですけれども、例えば所管が違いますけど、共通投票所だったりという話がいろいろ出てくる中で、これだけお金が入れておるんやで、この前、議会報告会もララスクエアでやらせていただきましたけど、金払っておるでどうこうでもないんですけど、もうちょっと歩み寄ってもらって四日市と共同事業みたいなことを展開していくなんていうことも考えていかないと、なかなかほかの民間に対して示しがつかないと違うかなという気もするんですが、その辺はどうですかね。

○ 渡辺商工課長

私ども、ララスクエア、あるいは博物館、四日市公害と環境未来館、都ホテルさん、近鉄さんとか近鉄百貨店さん等々と外部運営委員会というのを設けておまして、月に1回、意見交換をして、お互いに中心市街地でにぎわいを創出しようというような議論を、情報交換も含めてさせていただいているところでございます。

そういった場で、今おっしゃられるように、ララスクエア、三井不動産さんに対してもっと地域での取り組みをやっていただくようにというのは申し上げさせていただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

今まではやっていなかったということだと思うので、これからやっていただきたいなというのと、駅西の発展事業というのは、駅西のあの部分だけではないと思うんですよ。駅西を中心とした四日市の中心市街地の活性化という話になると思うので、あそこからどうやって、折り返しをして東側に持っていくんだとか、そういうことも考えられるようになるともっといいのかな。

駅西発展会に入ってくれておるのかな。くれておるんやろうね、多分。商店街全体という話にあると、振興組合や振興会がぼっと入りまじりになっている状況で、なかなかフラッグ一つにしたって統一性を持ってないという状況になっているわけですよ。一番街さんにしたって、グリーンモールさんにしたって、スワマエさんにしたって、いろいろある中で、駅西もそうですわ。

結構ばらばらとしている中で、ララスクエアはもう一個抜けて統一感がないような気もしてしまうので、もっと中心市街地の一部という位置づけの意識を三井不動産さんにもぜひ持っていただいて、ララスクエア単体で集客ができるというよりも、まちにどういう経済波及効果をもたらすんだという感覚でもっていろんな話をしてもらおうという視点もぜひお持ちいただけるなら、私もうちの会派のちょっと私より年の若い議員に、これは役に立つことをやっておるのやぞと胸張って言えますもんで、誰とは言いませんけれども、どうぞよろしくお願いします。

○ 早川新平委員

補助金って、5年間ってさっき答弁してもらったけど、最終期限ってあるの。

○ 渡辺商工課長

今の補助金は令和4年度までとなっております。

○ 早川新平委員

そうすると、その令和4年度の前に更新とか、それはまた定期的というか、やるということね。そうすると、不安定やわな、非常に、現実な。

本来であれば、誰も、今、樋口委員がおっしゃったように、反対はせえへんのやけど、あってもらうのは非常に四日市にとってありがたいことなだけど、じゃ、逆に言うと、果たしてそれは健全な状態なんかというと、不健全な状態なんですよ。

だから、当初の契約とか、そのところというのは、四日市は5年単位で転機を迎える危険性が大きいにあるということですよ。例えば補助金をもっとアップしてくれとか、その可能性もなきにしもあらず。

○ 荒木商工農水部長

これは全市的な話であると思うんですけども、補助金を交付する際には、やっぱり補助金のある程度一定期間を置く中で、例えば3年、5年と置く中で、それは補助金の種類によって違うと思いますが、その期間で、今、委員さんからご指摘あるような効果とか、一定の効果があるんかとか、この出し方でええんかとか、そういうような見直しを一旦置くと、次の段階にまた継続するか否か、拡充していくんか、あるいは縮小していくんかというような、補助金の交付要綱制度と申しましょうか、そういうものが四日市ルールで、議会の皆様とも一緒に作成させていただいて、それを履行して、我々商工農水部としては遵守するような格好で、5年度という期間を置いてございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それは優等生的な答弁やけど、僕は補助金というのは、人が育っていくのと一緒に、自転車と言うなら補助輪をつけて、ひとり立ちできるようにするまでの育成期間に交付すべ

きやと本当は思っておるんですよ。

だから、間違っているというわけではないけど——松坂屋の撤退からのこけら落としみたいなもんなんで、反対ではないんですよ。勘違いせんといてほしいんやけれども——果たして今の状態がいいのかというと、私は否やというふうに思っています。

続けさせてもらってよろしいか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 早川新平委員

16ページのじばさん三重のビジネスインキュベータの入居は今、実際にはゼロになったんですよ。そうすると、入居実績がこういう状態になって、もう20年近くなってくるのか。そうすると、この役割は終えたのかなという評価をされるのか、それとも事業形態を、ここにも出ているように、見直すとか、製造ができないとか、貸し館業務みたいなどころになっちゃうところがあるんでな。使い勝手がいいようで悪いとか。だから、巢立っていてもらうのはいいんやけれども、連絡もわからんような、そういったところの入居者の最初の条件とか、それも見直す必要があるんやけれども、この結果を見て、商工課はどういうふうに、どっちの方向へ行くつもりなのか。

○ 渡辺商工課長

今現在入居がないというのは非常に反省すべき点だというふうに認識しております。

一方でベンチャー支援、新しく起業していく方への支援というのは非常に大事だというふうに認識しておりまして、一つは、商工会議所さんと一緒になって四日市志創業応援隊というのを結成しまして、いろいろな新しく起業していく方へのソフトの面での支援というのを実施させていただいているところでございます。

その方たちが事業を具現化していくところで、このビジネスインキュベータが非常に大事であるというふうにも認識しておりまして、私どもとしましては、今入っていないところで周知不足とか、審査に時間がかかるとか、そのあたりは早急に見直す必要があると思っておりますけれども、そのあたりを早急に見直して、引き続きベンチャー支援はしていきたいというふうに考えております。

○ 早川新平委員

大いに見直してもらわんと、例えば入居がなかったら逆にやる意味ないし、この場所
でという条件つきであればね。

だから、今、周知と言われるけれども、起業しようとか、前途があって考えている人は、
こんな絶対におびきつけてくるからな。食べさせてあげるからここまで来てくださいよな
んてまでは行政がやるべきところではないし、先ほど笹井委員への答弁でおっしゃったよ
うに、行政が何をやるかやなしに、行政は支援しかできひんので、民間が中心なんで、最
初のまちづくりの絵を描くことはできても、運営していくのは民間なんやから、この結果
からすると、ちょっと僕は曲がり角に来ておるのかなというふうに思っています。

だから、工場として利用できないのであれば、桜のほうが使い勝手はもっとええかもわ
からんわな、場所は悪いけどな。だから、そのところはそろそろ考えたほうがええんと
違うの、逆にゼロなんで、ほかの利活用を検討するべきやと、もうずっと減ってきている
しさ、そういったところの意見です。何かあったら言うてください。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

関連ですか。

○ 樋口龍馬委員

関連です。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。意見だけやろう。

○ 樋口龍馬委員

済みません、慌てて手を挙げてしまいました。

ビジネスインキュベータ事業も、早川委員が言われるとおりでと思うんですよ。入居者
がいなかったら話が回っていかないと思うので、反面というか、橋北交流会館の3階の活

用率は相変わらず上がってこないじゃないですか。

場合によったら、先ほど言われた桜の部分なんかも含めたり、橋北交流会館のことも含めたりして、コワーキングスペースにしていくのかどうかもわからないですけども、企業OB人材センターが果たしてあそこが適なのかとか、もしかしてじばさん三重のほうがいいのと違うのかとか、もっともっといろんなところを考えながら回したらどうなのかなというのを思ったり、国の機関ではあるものの、ハローワークさん、JR四日市駅の横で本当にいいのかなとか、違うところに動いてもらって、あの国有地は別の形で活用させてもらうような方向性が見出せないのかなとか、いろんなことを考えられると思うんですよ。

わかものハローワークみえは、今、うちのところの近所の西浜田にありますよね。あれは引っ越していったんですわね、町なかから。ああいう市の機関ではないけれども、本当にちゃんとシビックコアをつくるっていうふうに——前の市長、副市長が考えた案ですけども——その方向で進めていくのであれば、余り機能分散している時代でもないのかなと。もっともっと企業であったり、働きたい人たちが活用しやすいような配置というのをもう一度検討してみる必要があるんじゃないかなというのを、早川委員の話聞きながら改めて思ったので、もし見解があれば。

○ 荒木商工農水部長

早川委員からも、樋口委員からもご指摘いただきました。

私、まず、早川委員のほうのお話でございますが、まずもって一つ、この施策については、委員さんにご承知のように、民間のほうでも、こういった類似の施設と申しましょうか、数多く出てきておるとい面がございます。

ですもんで、委員さんがおっしゃられたように補助金による公の誘導政策としては一定の役割を終えたんじゃないかという考え方もございますし、反面、まだそれだけ需要があるのじゃないかという面でいくと、例えば民間の施設に比べると、結構賃料が安うございますので、それを生かして、もう少し政策誘導を図っていきたいというのが今時点の考え方でございます。

ただし、これ、やってもらっているのがじばさん三重でございますもんで、それに対して支援しているということでございますが、じばさん三重に関しましては、1階の部分がちょっと時代に合わなくなってきたおるとい意見もいただいております。ですもんで、そういったことも含めてちょっと見直していきたいというのが今現状の我々の思いでござ

います。

それと、樋口委員のほうでございますが、機能分散せずにこちらへ機能集約というか、コア施設、固めていかなあかんやないかというようなことでございますが、我々としても、都市計画サイドとしても、そういうような議論で立地適正化計画というようなことも計画立ててございますので、その辺とまちづくり施策と一体的に考えて、当然のことながら、うちの所管施設についても、そういったことも念頭に入れながら検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に質疑はまだありますか。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

もう1時間過ぎましたので、ちょっと休憩、挟みます。再開は15時半からでお願いします。

15 : 14 休憩

15 : 28 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開させていただきますが、本日も16時半終了をめどに考えておりますので、皆さん、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き質疑のほうに入ります。

○ 樋口龍馬委員

買い物傾向調査について、以前、加納康樹議員が一般質問で取り上げたこともございましたので、改めてこの調査の意義というか、総括をお願いしたいと思います。

○ 渡辺商工課長

買い物傾向調査につきましては、前回は平成17年にしてから約十数年ぶりにさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、次期総合計画への施策の反映も含めて調査をさせていただいたところでございます。

その調査結果につきましては、先ほどもご報告させていただきましたけれども、現行の施策の効果確認という点もさせていただいたところ、例えば中心市街地におきましては、歩行者流量等が順調に推移しているというところも確認できまして、今の施策に一定の効果があつたのではないかというところを確認させていただいたところでございまして、この調査結果をもとに、今後の施策にも反映させていきたいというところでございます。

定期市につきましても、同じような感じでやっていきたいというふうに考えております。

○ 樋口龍馬委員

これからは意見です。

買い物傾向調査の回答率についての低さについては、また今後行うに当たっては、ぜひ回答率を上げていただくような努力をしていただきたいということが一点。

もう一点が、調査を行った後の総括に時間がややかかったというところについては、大いに反省をしていただく部分かと思っておりますので、今後は調査をしたからには、それがしっかりと先ほど言ったような検証であったり、政策提案に反映できるように努力いただきますことを強く要望して、終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

定期市のところは、なかなか悩ましい課題かなと思いつつ、今の買い物傾向調査と定期市来場者アンケートでは、市の中でもまだまだ認知度が低いということと、でも、来ていただいたら満足度は高いという結果が出ていると、じゃ、いかに知ってもらおうかということとを促進するという方法しかないのかなと思っておりますし、やっぱり四日市としても、四日市の市名の由来でもある市をいかに大切にしていくかということも、資料を見せていただいた高校生とのコラボとかしていただいて、新たなチャレンジもしていただいているのかな

って、こういうところも一つヒントがあるのかなと思って、今見せていただいたんですけど、そういう課題は認識をされていて、じゃ、どうやって認識してもらうのか。

高齢化社会が進展していったって、なかなか車の課題もある中で、定期市の存在意義をどうやって高めていくかということも大きな課題かと思いますが、その辺はいかがですか。

○ 渡辺商工課長

まず、全市的な取り組みといたしましては、マップを作成しておりますので、そういったものによっていろんなタイミングで周知を図っていききたいという点と、ホームページ等々で、あるいは広報等も使いながら広く周知をしていききたいということを引き続きやっていききたいというふうに思っております。

また、やはり定期市でイベント開催をしていただいているんですけども、イベント開催すると、結構たくさん人が来ていただけているという状況もございます。やはりイベント開催というのは、結構市場の近くの方への周知、チラシ広告とかそういうような機能を果たしている。そうすると人が来ていただけるということは、やはりそういったイベントなりチラシ広告等をもっと充実させていくと、より知っていただける。

来ていただければ、満足度は高いというのは周知の事実ですので、できるだけ足を運んでもらうというところで、その大きく2点を積極的にやっていききたいというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

そうですね、僕らも行って見て、実際に海の新鮮なものやったりとか、買って見たら本当においしかったりとかして非常に満足度は高いですし、普通のスーパーの買い物にはない別の満足度もあったりとかするので、やっぱりまずは今の時代に合った告知の仕方を考えていただかなきゃいけないのかなって。

高齢者ばかりじゃなくて、結構壮年期であったりとか若い人に対して、もっと発信していてもおもしろいんじゃないかなって。そういう中に、先ほど高校生とか若い人も取り込んで、できればそういう方々が新たにビジネスとしてやってみようかなって思うことも展開としてありますし、逆にまた、買い物してもらった際の家までの配送サービスとか、いろんな展開を考えて、何とかこの定期市を継続させることを考えていかなきゃいけないんじゃないかなって思いますし、数字的にはどうなんですか、例えば売り上げとかという

のは厳しいんですか。定期市代表者会議とかそういうものは。

○ 渡辺商工課長

ありがとうございます。

現状、定期市の現場といたしましては、やはり高齢化してきているというところと、比較の程度もありますけれども、かつてのにぎやかなときに比べますと、当然売り上げも減ってきているというところは課題として認識しているところでございます。

○ 中川雅晶委員

余りにし過ぎても魅力がなくなってしまうので、固定客と、プラス、新たな固定客——固定客と言っても、毎日のように来られる固定客も入れば、月に数回の固定客もおられると思うんですけれども——そういう輪をどうやって広げていくかということも、僕は知らなかったんですけど、定期市の代表者会議とか——年に1回はどうなのかなとかと思いつつ——をされている中で、新たな取り組みとか、また、そういう中に入って活性化させるためにいろいろレクチャーいただくという方法もあるのではないかなと思いますし、高校生とのかかわりというのをもっと発展させてもいいのではないかなというふうに思いますので、そういうところに予算を投入するのであれば、おもしろいことも化学反応としては起こるのかなと思うので、ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

○ 早川新平委員

中川委員は物すごい紳士やで、現場における、僕は富洲原やで四九の市や、4と9やで。桑名は三八やで必ず5日おきなんさ。桑名と比較すると、桑名の三八市は寺町通り商店街で、アーケードがあるんです。だけど、露店でやっておるところは雨が降ったら店も出ていないし。

だから、僕が子供のころに行っていたところから見ると4分の1の店舗しかないわ。それを高齢者やからやめていったってとるか、来客がないから、採算がとれないからやめていったととるかの問題であって、先ほど荒木部長がおっしゃった、何かイベントがあったらにぎわうというのは選挙のときだけ。間違いありませんよ、みんな行くんやで。県議会でも市議会でも。ぶっちゃけた話、本当のところ。固定客が決まっている。若い人が行けるかということ、若い人は学校へ行っているか、共働きで会社へ行っているかであって、残っ

ているのは高齢者なんです。まだ動ける高齢者が行くだけであって、5日に一遍やで、そのところをどう捉えていくかであって、机上で計算するのではなしに、現場へ行ってもらって、いろんな思いをたまにおっしゃるんです、顔見知りの方がね、こうあるとありがたいんやけどって。現実にはここに行くのに車をとめるところがないんです。

富洲原において言うなら、すぐ横にイオンモール四日市北があって、今でも車では近くまで行くんやけれども、イオンの駐車場に置いて歩いてくるというのが、現実なんですよ。

そこを踏まえやんと、僕は慈善橋とか、ほかのところは知らないんで、いいかげんなことを言えないんだけど、やっぱり現場へ足を運んでもらって、代表者会議は年に1回って、今、中川委員は指摘しておったけれども、そういう出店者たちの本当の思いね、アーケードがあったらなっていう切実な思い。露天商というのは、雨が降ったらないんで、だから、そういったところを本当に商工課のほうで、これを四日市のまちの基本として大切にしていくんであれば、そういうところ。

だって、商売していて、もうかれば後継者は絶対おるって。食っていけやんからおらのやで。そこを勘違いしたらあかんわ。ペーパーベースやとそうなる、後継者がおらんと言うけど、1日に100万円ももうかったら絶対やるさ。だから、そのところを考えていかんとな。じり貧になっていくの、見えているもん。

きれいごとやなしに、実態をやっぱりつかんでもらって、それは何かというと、出店者の方たちの切実な思いを聞いていただいて、行政がどこまでは補助できるかというところを考えてあげていただきたいな。品物はいいやつもあるんで、意見です。

○ 渡辺商工課長

ありがとうございます。

先ほど私の説明も不足していたんですけども、年に1回、代表者の会議もしているんですけども、私ども商工課の担当の者は、全ての市に定期的に回らせていただいております。市場の人たちとの意見交換はやらせていただいております。

そういったご意見とかを我々も把握している中で、何かをしていかなきゃいけないなというところで意見交換を絶えずさせていただいているところです。

新たな取り組みといたしましては、例えば富洲原の四九の市なんかでも、マルシェみたいな形で、富洲原のいわゆる商売されている方が、週末や一番月末の9日のときは、その人らも出てきていただくというような取り組みが始まったばかりです。そういった新しい

取り組みというのも、我々のほうも何か支援できるのであればしていきたいですし、そういったことが結局定期市の継続にもつながっていくというふうに思っておりますので、引き続き努力していきたいというふうに思っております。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

これ、まだあれですよ、追加資料のところですよ。

企業OB人材センターのところで、相談機能と教育支援機能というところで、それぞれ実績を見せていただくと、平成30年度は相談機能が26件で、教育支援機能が10件となると、合わせて36件で、16人のアドバイザーさんがいるとすると、1人平均、年間2件ちょっとぐらいの実績ですけど、これはどういうふうに理解すればいいのか。

○ 渡辺商工課長

平成30年度におきましては、まず、アドバイザーの方が平成31年度から5名ふえておきまして、平成30年度におきましては12名でしておりました。平成29年度から企業OB人材センターが始まりまして、まず企業OB人材センターを知ってもらうための訪問をさせていただいております。なかなか認知度がまだなかったものですから、まず企業OB人材センターを信用してもらうというところから取り組んできているところでございます。

そういう意味で、平成29年度と平成30年度におきまして、具体的な支援という点につきましては、9件と26件というようなことになっております。

ただ、企業回りはもってしておきまして、平成30年度におきましては、うちの職員も一緒になって、コーディネーターの分野も分けて、ものづくり系とケミカル系といいますか、そういったところに分けて、商工会議所さんからデータをもらって、ローラー作戦で企業回りというのを非常に多数させていただいているところでございます。

そういった取り組みで、今年度におきましては認知度も上がってきまして、平成31年8月末現在で今支援が24件という形でふえてきているというところでございます。周知も含めて、引き続き取り組んでいくことで、もっと企業さんの理解も深まっていくのではないかとこのように考えているところでございます。

教育支援につきましては、夏休みとか休みのときに子供対象でさせていただきたいというところがありまして、結構専門的なこともやっておりますので、平成30年度の10回は逆にちょっと多かったかなというところもございまして、平成31年度は予定を6回というような形でさせていただいているところでございます。

○ 中川雅晶委員

年々相談件数も、それから教育支援機能も、プログラミングであったりとか、ロボットの作成であったりとか、いろいろチャレンジいただいているのかなというのはわかりました。

ぜひ、せっかく徐々に上向いているという話なので、ぜひ今年度もさらに発展するようにお願ひだけして終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

もう追加資料以外でもよろしいですよ。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 中川雅晶委員

先ほどちょっと申し上げた、メニューが非常に多くて、多岐にわたっていて、例えば必要とする人に情報としてしっかりと届いているんですかね。その辺の現場の声はどうか。

○ 渡辺商工課長

例えば障害者雇用のところはまだまだ届いていないというご意見もいただいたところでございまして、反省している点もございます。

あと、いわゆる工業系のところにつきましても、ある程度周知はさせていただいたかなと思っているものもあれば、新しいメニューなんかにつきましても、やはりまだまだ周知が足りていないというところで、広報あるいはいろんなホームページあるいは企業訪問、企業OB人材センターですごい数多くの企業訪問もさせていただいておりますので、そういったところでさらなる周知を図っていく必要があるというふうな認識をしております。

○ 中川雅晶委員

先般、いろいろ企業さんと話をさせていただいていて、いろんな補助メニューって、基本的に企業はホームページで検索されて、そのメニューにたどり着くんですけど、もう少し系統立てたわかりやすいつくり方とかもあるのかなって。

僕はなれてないから、例えばどんなメニューがあるというときも、的確にすぐにお答えできないというもどかしさはあるんですけど、もう少し、これだけメニューがあると、適用しているもの、もしくはそこからその業態に合わせられるとか、これが本当に自分の考えているビジネスに合うかどうかというのも、本当に企業の立場からすれば、一体合うのかなと。

わざわざここへ来て相談をする価値があるのかどうか、また、来てもらって価値があるのかどうかというのを判断するにおいても、価値があるとなれば、多分企業は来られると思いますので、それもなかなか判断つかないような事業項目もあつたりとかすると、来たはいいけど、期待を胸に持って来て、いや、全然対象外のメニューやったとかということになれば、余り双方にとっておもしろくないのかなと思いますし、少しちょっと整理いたしたりとか、わかりやすいような検索のシステムを考えられても、そこに多少予算をつけてでも、考えられてもいいのではないかなって思いますし、これから再編をしていくものもあるでしょうし、新たに、先ほど企業立地奨励制度なんかは再度延長するとかついているいろいろあれば、そういうことも考えていかなきゃいけないんじゃないのかなって思うんですが、いかがでしょうか。

○ 渡辺商工課長

ありがとうございます。

まずは、支援メニューにつきまして、特にものづくり系への支援メニュー等々につきましては、多数メニューがございますので、まとめたパンフレットというのをつくっております。支援メニューというのも、国、県、市、あるいは財団とか多岐にわたって多様なメニューがございますので、まず、我々としましては、少なくとも三重県と私どもの市と四日市港管理組合の支援メニューについては三者連携しまして、まとめて冊子をつくっております。

私どもが心がけておりますのは、市や県の補助メニューだけでなく、国も省庁別でいろんなメニューがございますし、国の外郭団体の支援メニューもありますし、県の外郭団体のメニューと非常にたくさんありますので、それらを我々がよく理解をして、企業さんにとどのメニューが合っていくかというようなところもきちっとアドバイスができるように取り組む必要があると認識しています。

あと、データベースというところは、我々の今後の検討の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

例えば今おっしゃったように、国のメニューを使うときに、自治体とコラボレーションしなきゃいけないような案件とかがあったりとかすると、非常に困られているケースがあったりとかというのがありますし、逆に、補助金ビジネスみたいな専門の会社が間に入ってやっているケースもあったりとかしますので、もちろん市が単独でやっているもの、県、市でやっているもの、国、県、市でやっているもの、国、市でやっているもの、いろいろあると思うんですけども、その辺は少なくともいろんなビジネスの相談がある中で的確にしていくには、少し考えていただいたほうがいいのかなと思いますし、もちろん冊子も大切だと思うんですけど、でも、冊子は冊子で、一時的にはそうやって思うんですけど、実際考えているビジネスがどうやっていうときに、冊子がすぐ出てくるかというとなかなか難しいケースもあったりとか、相談いただくのはほとんど、例えばいろんなホームページから検索されて、これはどうやろうっていう相談が僕には多いので、ここを充実させたほうがマッチングしやすいのかなって思うので、ぜひ考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

企業立地奨励金の話が出たんやけど、これ、ほとんど一番大きな額ってやっぱり東芝メモリやんな。総額で、ぱっと見ただけでも50億円近いんと違うかなと思うぐらい。でも、これ、今度東芝メモリの社名が変わりますやんか、キオクシアや。これは変わったときでも継続していくんか、これは事業母体が変わるんかどうかはちょっとわからんのやけれども、そののところだけ。

○ 渡辺商工課長

東芝メモリさんに限らず、事業はそのままで、名称が変わるというケースですとそのままですし、その事業自体を継承して、別の会社になったとしても、この支援制度はそれに合わせてさせていただくというようにしております。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

東芝メモリさん、ここへ来るときに、岩手県の北上市は土地を全部無償で提供するといったときでも四日市を買ってもらったし、地形的な優位性もあったやろうけど、これからこういう半導体の会社は早くやって早く終わらんと危ないので——現実には東芝メモリさんは去年の12月ぐらいからちょっと生産落ちているよって、行っている人からそうやって聞いたから——そういったところでどこまで、四日市に寄与してもらったのは非常に大きいし、従業員の雇用でもな。

そういったところで、ルールにのっとって多分奨励金を出していると思うんやけど、僕は、四日市はやっぱり産業のまちやと思っているし、何言うてもな。だから、そのところで適正に——何が適正かと言われるとちょっと私らではわからないけれども——企業誘致をこれからも続けていってもらおうと思うんやけどな。だから、そういったところはやっぱり過度にならないように、よろしくお願いします。

以上です。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

○ 早川新平委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

いいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もなしということで、これより分科会として採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第2目商工業振興費については、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

なお、全体会ですけど、他部署にまたがる案件が、僕の今、皆さんの議論を聞いていて2件か3件あったように記憶しているんですが、その取り扱いはどのようにしたらよろしいでしょうか。

健康福祉部とか、そういう絡みのある案件があったように記憶していますが。

○ 樋口龍馬委員

ある程度は意見の一致が見られたところもあったので、分科会の皆さんがよろしければ、論点整理シートではなくて、分科会長報告で記していただければと思うんですが。

○ 三木 隆委員長

そのように諮るとよろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

じゃ、全体会のほうには上げないということで行きます。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第2目商工業振興費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、予算常任委員会産業生活分科会の議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費についてを議題といたします。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

○ 三木 隆委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたが、補足説明があるようですので、その説明を受けたいと思います。

○ 渡辺商工課長

資料につきましては、05、8月定例月議会の中の06の産業生活常任委員会の中の119令和元年度8月補正予算（参考資料）をお願いいたします。

こちらの32分の8ページをお願いいたします。

自治体ポイント準備経費でございます。こちらは先ほど市民文化部のほうからも説明があったかと思うんですけども、今現在、国のほうがこの事業に関しまして、見直すというような報道がなされております。自治体ポイントというものは、各自治体で使えるということだったんですが、全国でどこでも使えるマイナポイントというものに仕組みを変えていくというような方針を国が考えているという報道でございます。

こちらにつきましては、国のほうが概要の説明を都道府県にするというふうに聞いておりますので、国の動きも見ながら、内容が変わってくるということであれば、また改めて説明のほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質問がございましたら、発言願います。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

全体会に送るものとしては何かありますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしということで、全体会送りはなしとします。

15 : 59 閉議